

平成 29 年度
東浦町行政評価外部評価実施結果報告書

平成 29 年度
東浦町行政評価外部評価委員会

平成 29 年 12 月

目次

1	東浦町行政評価外部評価の概要.....	1
	（1）行政評価とは	1
	（2）評価の単位	1
	（3）外部評価とは	1
2	東浦町行政評価外部評価の実施.....	2
	（1）当日のスケジュール.....	2
	（2）東浦町行政評価外部評価委員会	3
	（3）外部評価の進め方	3
	（4）外部評価対象事業の選定	3
	（5）施策評価表の見方	4
	（6）事業評価表の見方	6
3	東浦町行政評価外部評価事業	9
	（1）遺児手当給付事業	9
	（2）コンパクトなまちづくり事業.....	17
	（3）企画展開催事業（郷土資料館事業）	25
	（4）プレーパーク運営事業.....	33
	（5）給食センター運営事業.....	41
	（6）アフタースクール運営事業.....	49
	（7）多文化共生事業.....	57
	（8）自然環境学習の森運営事業.....	67
4	行政評価全体に対する評価委員の意見.....	76

1 東浦町行政評価外部評価の概要

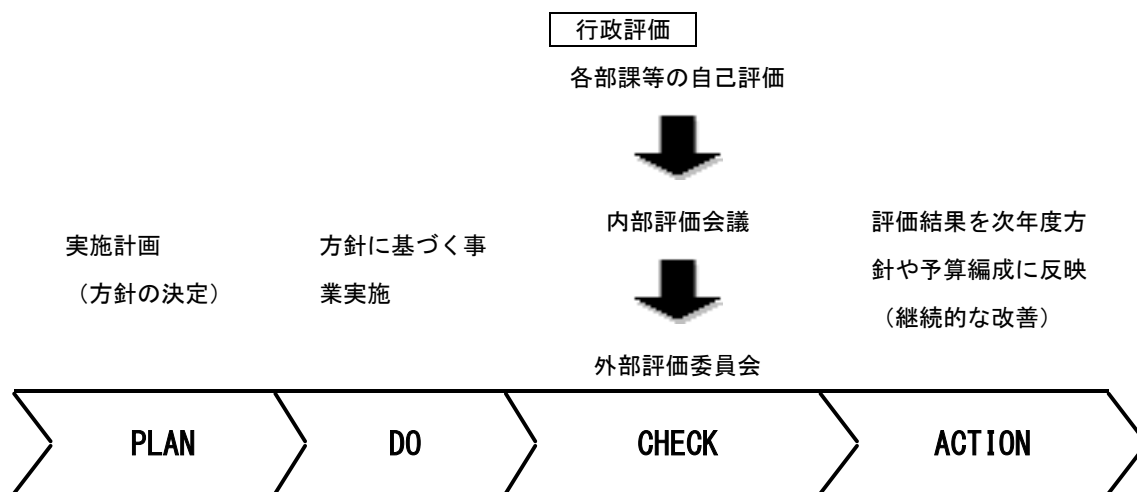
(1) 行政評価とは

東浦町では、町行政活動の基本指針である第5次東浦町総合計画（以下「総合計画」という。）に記載された施策に沿って事業を行っています。

行政評価では、行政サービスを無駄なく、効率的に提供するため、各施策及び事業の目的と目標を明確にした上で、取組の成果や効率性を評価し、その結果に基づいた改善を次の企画立案、事業実施に反映させます。

総合計画の施策体系に従って施策評価及び事業評価を行うことにより、総合計画、実施計画、予算・決算、そして行政評価を連動させ、計画⇒事業実施⇒評価⇒改善（PDCAサイクル）によるまちづくりを推進するものです。

【本町における PDCA サイクルのイメージ】



(2) 評価の単位

総合計画の基本別計画における「基本事業の方針」を施策評価の単位とし、事業評価はその施策に属する各事業について評価しました。

(3) 外部評価とは

本町が実施する行政評価について、当該評価の客観性及び妥当性を高めるとともに、当該評価の見直し及び改善をし、効果的かつ効率的な事業の執行を図るものです。

また、住民のみなさんに説明責任を果たし、事業の内容や目的を少しでも知っていただくとともに、職員の意識改革、政策形成能力の向上にもつなげます。

2 東浦町行政評価外部評価の実施

(1) 当日のスケジュール

10月18日(水)

時 間	事業 番号	外部評価事業名	担当課
10:00 ～ 10:10		開 会	
10:10 ～ 10:50	1	遺児手当給付事業	児童課
		休憩（5分）	
10:55 ～ 11:35	2	コンパクトなまちづくり事業	都市計画課
		休 憩（昼食）	
13:00 ～ 13:40	3	企画展開催事業（郷土資料館事業）	生涯学習課
		休憩（5分）	
13:45 ～ 14:25	4	プレーパーク運営事業	都市整備課
14:25 ～ 15:00		1日目の振り返り	

10月19日(木)

時 間	事業 番号	外部評価事業名	担当課
10:00 ～ 10:40	5	給食センター運営事業	学校給食センター
		休憩（5分）	
10:45 ～ 11:25	6	アフタースクール運営事業	学校教育課
		休 憩（昼食）	
13:00 ～ 13:40	7	多文化共生事業	協働推進課
		休憩（5分）	
13:45 ～ 14:25	8	自然環境学習の森運営事業	環境課
14:25 ～ 14:40		2日目の振り返り	
14:40 ～ 14:50		閉会	

（２）東浦町行政評価外部評価委員会

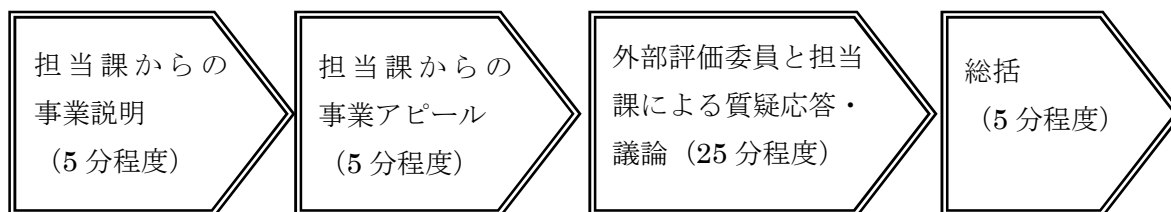
学識経験者、住民公募委員の方から構成される東浦町行政評価外部評価委員会を設置し、実施しました。

（敬称略・順不同）

役 割	氏 名		所 属
外部評価委員長 （コーディネーター）	高野 雅夫		名古屋大学大学院環境学研究科 持続的共発展教育研究センター 教授
外部評価委員 （計５名）	1	神山 智美	富山大学経済学部経営法学科 准教授
	2	小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授
	3	山口 圭司	住民公募
	4	小林 桃子	住民公募
	5	祖山 薫	住民公募

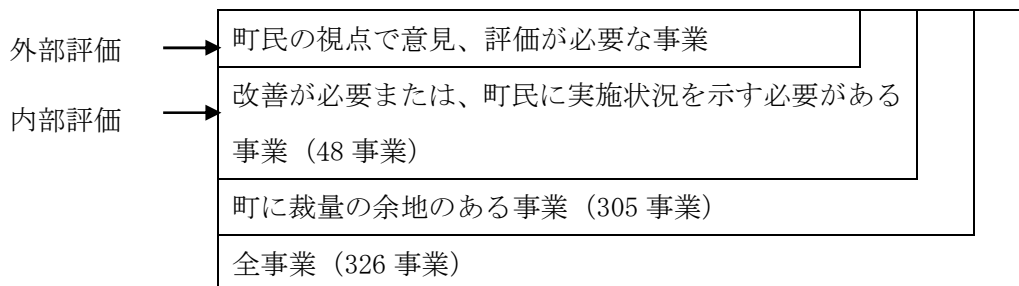
コーディネーター：議事進行役 外部評価委員：質疑・議論を行う。

（３）外部評価の進め方



（４）外部評価対象事業の選定

住民のみなさんや学識経験者等の、客観的な視点での意見、評価が必要であると事務局が判断し、選出した48事業の中から、学識経験者と事務局が検討を行った上で、今回の8事業を選定しました。



(5) 施策評価表の見方

1 ページ

平成 29 年度 施策評価表 (評価対象年度:平成 28 年度)									
1 第5次 総合計画		推進		2 担当課					
				関係課					
3 基本事業の方針		調査・表題		総合計画書 掲載ページ					
		総合計画の部門別計画に従い整理しています。 「基本事業の方針」を施策評価の単位とします。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	「3 基本事業の方針」によって、誰(なに)がどのような状態になることを目指すのかを記載しています。							
	達成するた めの取組	目指す姿を達成するために、どのような取組みをしているかを記載しています。							
5 基本成果指標		単位	H21 目標 実績	H28 目標 実績	H29 達成度 (%)	H32 目標	H32 目標		
		総合計画に記載されている目標で、「基本事業の方針」と関連する目標と実績を主に記載しています。							
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業		(構成個別事業数)						事業)	
No	個別事業名	事業実績							
		実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
1		「基本事業の方針」と関連する個別事業名と実績です。							
2									
3									
4		「基本事業の方針」の達成状況です。							
5									
6									
7									
8									
9									
10									

7	めざす姿の達成度	達成度評価	高い	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	「7めざす姿の達成度」の評価理由です。				
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	「4めざす姿」を達成するための課題を記載しています。				
9	今後の方針及び 具体的な取組内容	今後、見直すべき事業や新たな取組みなど、事業の方針を記載しています。				

(6) 事業評価表の見方

1 ページ										年度 事業評価表 1 (評価対象年度：平成 28 年度)									
場合 計画		節		推進 施策		平成 28 年度 予算		款		項		目							
基本事業の方針																			
事業番号				担当課				部		課		係							
1 予算の小事業名				予算説明書の小事業名です。				2 個別事業名				評価対象とする個別事業名です。		事業開始年度					
3 事業の背景				事業開始に至ったきっかけ、開始後の状況変化等について記載しています。															
4 事業の目的																			
5 関係法令 国等補助制度 関連計画				事業実施の根拠や関係法令、国、県を含む関係計画等を記載しています。															
6 関連事業				国、県を含む関連事業、類似事業を記載しています。															
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評 価対象年度にお ける取組、実績 等)				制度の概要、評価対象年度(平成 28 年度)に実施した具体的な取組み内容や実績等を記載しています。															
8 事業実績 (H26~28年 度)				事業の利用者や実施回数など、3 年間の実績を記載しています。															
9 特記事項				必要に応じて、今までの経緯や用語の説明、補足事項等を記載しています。															

10 総事業費 (千円・人)			26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	
			0	0 対前年比(%)	0 対前年比(%)	0 対前年比(%)	
支出	人件費	正 人 数		0	0	0	
		人件費	0	0	0	0	
		臨 人 数		0	0	0	
		人件費		0	0	0	
		再任用 人 数		0	0	0	
	事業費	合計					
		その他					
		合計					
		一般財源		0	0	0	
		受益者負担金		0	0	0	
財源内訳	国庫支出金		0	0	0		
	その他		0	0	0		
	合計	0	0	0	0		
	住民一人当たり事業費		円				
11 コスト評価		住民一人当たり事業費の計算式 (「総事業費」－「受益者負担金」) ÷ 50,299 人(平成 28 年 9 月末人口)					
12 指標評価	指標 ①		26年度	27年度	28年度		
	目標値	(達成度)	0	0	0		
	実績値						
	指標 ②	(達成度)	0	0	0		
13 事業の評価	①法により市町村義務と定められている。		すべて	一部	いいえ		
	②行政関与の必要性が高い。		高い	普通	低い		
	③事業効果が高い。		高い	普通	低い		
	④事業計画・規模は妥当である。		妥当	改善の余地あり			
	⑤受益者負担は妥当である。		妥当	改善の余地あり			
	⑥手法は適切である。		適切	改善の余地あり			
14 評価の理由	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
15 事業を	拡大した場合	事業規模を変えた場合のメリット、デメリット等を記載しています。					
	縮小・廃止した場合						
16 想定される代替事業		他に考えられる代替事業等を記載しています。					
17 事業の方向性		拡大	改善	現状維持	縮小	廃止	
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な取組		事業の全体評価と今後の課題、取組み等を記載しています。					

3 東浦町行政評価外部評価事業

(1) 遺児手当給付事業

施策：経済的支援の拡充

平成 29 年度 施策評価表 (評価対象年度: 平成 28 年度)					2 担当課	児童課			
1 第5次 総合計画	1節	第2項 社会福祉	推進 施策	(4) 児童・母子・父子福祉	関係課	—			
		項目-表題	2 経済的支援の拡充			総合計画書 掲載ページ	74		
3 基本事業の方針		ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給します。また、ひとり親家庭等の母が就労に役立つ技能や資格取得を目的とした各種講座の受講や各種学校等の養成機関への入学などに対する給付金を支援し、就業を支援します。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	・ひとり親家庭等が自立を目指しています。 ・ひとり親家庭等の親子が経済的に安定した生活を送っています。							
	達成するた めの取組	・経済的支援と児童の健全育成のため手当を支給します。 ・就労に役立つ各種講座等の受講料及び利用料の一部を助成します。 ・県と連携を図り、就労支援をします。							
5	基本成果指標			単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
—									
—									
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業 (構成個別事業数 3 事業)									
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	母子家庭等自立支援給付費支給事業 (県事業)		新規申請者(人)	0	0	1	1	0	3
2	遺児手当給付事業		支給対象延べ児童(人)	6,225	6,393	6,334	5,965	5,723	5,381
3	ひとり親家庭等自立支援給付事業		新規申請者 (人)						0
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								
9	—								
10	—								

めざす姿の達成度	達成度評価	高い	○	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)					
7		・町遺児手当については離婚後や死別直後などの経済的にも生活が不安定な時期に集中的に遺児手当を支給することで、ひとり親家庭等の自立を促すようしました。 ・平成28年4月から就労に役立つ各種講座等の受講料及び利用料の一部を助成制度を開始しましたが、申請者がありませんでした。今後利用に向けた取り組みをすすめます。				
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	・ひとり親家庭等の親が継続的に就労し、安定した収入を得ることを目指す支援が必要です。 ・就労に役立つ各種講座等の受講料及び利用料の一部を助成制度（ひとり親家庭等自立支援給付）を開始しましたが、申請者がありませんでした。今後利用に向けた取り組みをすすめます。				
9	今後の方針及び具体的な取組内容	・平成29年から遺児手当の支給額、支給期間を改めました。また、ひとり親家庭等自立支援給付、ひとり親家庭等児童受給料給付を実施し、ひとり親家庭等の自立に向けた取り組みを支援します。				

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度:平成 28 年度)									
総合 計画	1 節 第2項 社会福祉		推進 施策	(4) 児童・母子・父子福祉	平成 28 年度 予算	3 款 2 項 1 目			
	基本事業の方針		2 経済的支援の拡充						
事業番号	1			担当課	健康福祉 部	児童 課	児童福祉 係		
1 予算の小事業名	遺児手当給付事業費			2 個別事業名	遺児手当給付事業		事業開始年度 昭和51年度		
3 事業の背景	ひとり親家庭等は、生活面、経済面で困窮していることが多く、子育てをしながら生計維持を図ることが困難になっています。								
4 事業の目的	生活が激変してしまったひとり親家庭等へ経済的支援を行い、子育てに伴う経済的、精神的負担を軽減します。								
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	【法令】東清町遺児手当支給条例、東清町遺児手当支給条例施行規則 【関係計画】東清町子ども・子育て支援事業計画								
6 関連事業	【国】児童扶養手当 月額：児童1人 全部支給42,290円、一部支給42,280円～9,980円 2人目加算 全部支給9,990円、一部支給9,980円～5,000円 3人目以降加算 全部支給5,990円、一部支給5,980円～3,000円 【県】愛知県遺児手当 月額：児童1人4,350円（1～3年目）、2,175円（4～5年目）、6年目以降なし								
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評価対象年度における取組、実績等)	ひとり親家庭等へ経済的支援を行い、子育てに伴う経済的、精神的負担を軽減します。 1 要件 町内に住所があり、次の要件に当てはまる18歳以下の児童を監護している父、母又は養育者 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が重度の障害（概ねA又は1・2級）にある児童 ・父母が離婚を解消した児童 ・父または母が引き続き1年以上行方不明である児童 ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・婚姻によらないで懐胎した児童 ・その他これらに準ずる状態のある者で町長が定める者 2 所得制限 扶養親族等の数で所得制限（愛知県遺児手当の所得制限と同じ）を設定。 3 支給方法 年3回（4月、8月、12月）に受給者口座へ振り込み。 4 支給額 3,500円 5 支給期間 認定申請を受け付けた日の翌月から遺児が18歳到達年度の末日まで								
8 事業実績 (H26～28年度)			支給対象児童数	支給総額	受給者数	児童数			
平成26年度		5,965人	20,877,500円	318人	520人				
平成27年度		5,723人	20,030,500円	316人	501人				
平成28年度		5,381人	18,833,500円	288人	452人				
9 特記事項	・平成16年度から所得制限を設定しています。 ・児童扶養手当については、平成29年度から手当額が減額されました。 【児童1人のとき】 全部支給：月額42,330円→42,290円（▲40円） 一部支給：月額42,320円～9,990円→42,280円～9,980円（▲40円～▲10円） 【児童2人のとき】 全部支給：月額10,000円→9,990円（▲10円） 一部支給：月額9,990円～5,000円→9,980円～5,000円（▲10円～0円） 加算 【児童3人以上のとき】 3人目から児童1人増すごとに 全部支給：月額6,000円→5,990円（▲10円） 一部支給：月額5,990円～3,000円→5,980円～3,000円（▲10円～0円） 加算								

10	総事業費 (千円・人)			26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
支出	人件費	正 規	人 数	0.35	0.43	122.9%	0.43	100.0%	0.44	102.3%	
			人件費	2,100	2,580	122.9%	2,580	100.0%	2,640	102.3%	
		臨 時	人 数	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	
		有 限	人 数	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	
		合 計	2,100	2,580	122.9%	2,580	100.0%	2,640	102.3%		
	事業費	扶助費	20,878	20,031	95.9%	18,834	94.0%	31,000	164.6%		
		委託料	0	0	0	1,944	0	0	0.0		
			0	0	0	0	0	0	0		
その他		0	0	0	0	0	0	0			
	合 計	20,878	20,031	95.9%	20,778	103.7%	31,000	149.2%			
財源内訳	一般財源	22,978	22,611	98.4%	23,358	103.3%	33,640	144.0%			
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	0			
	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0	0	0			
	合 計	22,978	22,611	98.4%	23,358	103.3%	33,640	144.0%			
11	コスト評価			住民一人当たり事業費 464 円 受益者一人あたりコスト：81,104円 受益者負担はありません。 人件費増額については事業従事量の見直しによるものです。							
12	指標評価			26年度 27年度 28年度							
指標評価	指標 ①		働いていない遺児手当受益者数(人) (毎年11月現在)								
	目標値	(達成度)	—	0	20	43.5%	20	46.5%			
	実績値		—		46		43				
	指標 ②										
指標評価	目標値	(達成度)	—	0	—	0	—	0			
	実績値		—		—		—				
13	事業の評価			①法により市町村義務と定められている。 すべて 一部 ○いいえ ②行政関与の必要性が高い。 ○高い 普通 低い ③事業効果が高い。 高い ○普通 低い ④事業計画・規模は妥当である。 ○妥当 改善の余地あり ⑤受益者負担は妥当である。 妥当 改善の余地あり ⑥手法は適切である。 ○適切 改善の余地あり							
14	評価の理由			② 手当の支給によって遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図ることができます。 ③ 町遺児手当の給付はひとり親家庭等の経済的支援に寄与しています。 ④ 制度について検討が必要であると考え、今年度から支給金額等を変更しました。 ⑤ 受益者負担はありません。 ⑥ 国・県と同様の支給方法としているため、適切です。							
15	事業を			拡大した場合 経済的支援の充実により安定した生活を送ることができる反面、手当に頼ってしまい受益者の就労意欲をそく形にならねないと考えられます。 縮小・廃止した場合 経済的支援が減るため、手当に依存しない自立に向け、就労等の支援をする必要があります。また、制度創設時の趣旨を踏まえた慎重な検討が必要です。							
16	想定される代替事業			経済的支援ではなく、就労支援や子育て支援などの実施。							
17	事業の方向性			拡大 改善 ○現状維持 縮小 廃止							
18	総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組			離婚等の後の大変期に集中して支援を行うことで、ひとり親家庭等の子育てに伴う経済的、精神的な負担軽減が図られています。 国が、ひとり親家庭等への総合的な支援施策の拡充をすすめているなか、町としても経済的支援からひとり親家庭等の自立支援に方向転換する時期です。 平成29年度からは、町遺児手当の支給額を月額3,500円から5,000円に増額、支給期間を認定から18歳到達年度までを認定から5年間に変更し、ひとり親家庭への自立支援の拡充に施策転換を図っていきます。また、平成28年度に実施したひとり親家庭等へのアンケート結果から、ひとり親家庭等の児童に対する高校、大学などの受験における受験料等の一部給付を行います。							

事業のアピールポイント

ひとり親家庭支援事業をめぐる社会背景をご説明します。

近年、子どもの貧困は深刻な問題となっており、特にひとり親家庭の貧困率は一般家庭に比べ非常に高くなっています。また、貧困の状況にある家庭で育った子供が成人後も貧困層となってしまう、いわゆる貧困の連鎖についても問題視されており、これを断ち切るためにも、子供の貧困対策について検討しなければなりません。このような社会の背景から、町としても従来の制度の見直しが必要であると考え、手当中心の経済支援から総合的な自立支援へ方向転換することとしました。

そのための施策として、遺児手当を含め3つの事業を行っています。1点目が、遺児手当給付事業です。ひとり親になった時の激変期の経済的支援として手当の月額を増額しました。愛知県内の他市町の実施状況と比較すると、他団体では月額2,000円～3,000円程度の給付が多くなっていますが、東浦町では月額5,000円としています。ひとり親になった直後の不安定な時期に集中的に経済的な支援を行うことで、まずは生活の立て直しを促すことを考えています。

2点目として、ひとり親家庭の根本的な自立を促進する制度として平成28年度より「ひとり親家庭等自立支援給付事業」を開始しました。この制度はひとり親の方が就職や転職に必要な資格を取得するために講座を受講した際、入学料や受講料を東浦町が助成するものです。また、その際、小さなお子様がいるため就職活動を行う時間の確保が困難であるひとり親家庭も多いため、講座の受講や就職活動に町のファミリーサポートセンターの一時保育事業を利用した場合の利用料も助成しています。この制度での資格の取得が就職やキャリアアップにつながり、ひとり親家庭が安定した収入を得て経済的に自立した生活を送れるように支援することを目的としています。

3点目は、平成29年度よりひとり親家庭の子供が高校受験・大学受験をする際にかかった費用について町が負担する「東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業」を開始しました。これは、町で実施したひとり親家庭を対象とするアンケートの結果から、子供の就学にかかる費用の負担が非常に大きいと感じている家庭が多かったことから実施したものです。この支援によってひとり親家庭等の経済的負担を減らすと同時に、貧困による教育の格差を埋め、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がると考えています。

以上3点の事業により、個々の状況に応じたきめ細やかな自立支援に重点を置いた親から子どものための施策に転換を図り、他の事業とともに総合的なひとり親家庭等の支を行っています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員 A

- ・ 平成 29 年度から支給額と支給期間を変更したとあるが、支給方法についても見直すべきではないだろうか。4 ヶ月という長いスパンでお金を均等に使うことは困難に思える。家庭ごとに事情も異なるため、さらに小分けにした支給方法を取り入れるなど選択肢を増やすとより良い。
- ・ 支給期間は連続した 5 年間でなければならないのだろうか。
- ・ 子どもがある程度成長した頃に認定申請を受けようと考えている人がいたと仮定し、遺児手当の制度が変わってしまった場合の保証はあるのだろうか。

住民公募委員 B

- ・ 単純な「経済的支援」からひとり親家庭等への「自立支援」に方向転換していくとのことであるが、女性受給者が多いとのことであり、本手当給付事業だけではなく、子育て支援等も含めた総合的な支援策として、町が一元的に提供すべき。
- ・ 最長 60 月（5 年）の支給期間を設定し、着実に自立に向けた支援を行うため、事業の指標評価としては「働いていない遺児手当の“継続的な”受給者数」を指標として、様々な理由で長期間仕事に就けない方に配慮し、重点的に支援する等の工夫も必要ではないか。

住民公募委員 C

- ・ 遺児手当及び、母子家庭の自立支援に関しては、継続で実施頂きたい。
- ・ 給付金の目的通りの使途となっているかは、増額したことも含めフォローが必要と考えられ、支給の方法も目的の使途において活用されるか確認をした方が良いと考える。
- ・ 就労自立支援において、社会や企業がもとめる資格も変化しており、過去インセンティブがあった資格も現在効果が小さくなっているものもあり、自立支援が前提であれば、より就労機会が増える様な資格取得に対しての支援の重みづけの様なことをしてはどうかと考える。

神山委員

- ・ 「離婚等の後の変動期に集中して支援を行う」とあるので一時金が支給されるかと思ったが、そうではない制度のようである。「集中して」の受けとめかたで誤解されるといけないので、「離婚等の後の変動期以降の一定期間に支援を行う」としてはどうか。
- ・ 社会保障費の「過払い」が社会的に問題になっている。東浦町の「東浦町遺児手当支給条例」等を拝見すると、現況届が年に一度提出されることになっており（同条例施行規則 6 条 1 項）、受給者として該当しなくなった時には受給者自らが届出義務を負い（同条例 6 条）、不当利得には返還（同条例 7 条）の規定がある。こうした返還等の規定はあるものの回収は難しいケースもあり、是非、現況確認を的確に行い「過払い」には注意してほしい。（その点では、受給期間が公法上の金銭債権の時効となる 5 年間に短縮されたことは、行政資源の運用上においては奏功するのではないと思われる。）

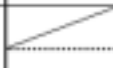
小松委員

- ・ 事業の主旨は十分に理解できるが、給付された（口座振り込みされた）手当が本当に子どものために使われたのかどうか気になる。その検証を行う必要がある。
- ・ 月 5,000 円への増額について、この金額の妥当性について知りたい。

高野委員長

- ・ 遺児手当だけでなく、自立支援、高大受験支援などを合わせて一人親家庭の貧困問題に総合的に取り組まれている点は高く評価できる。ただ、その効果について把握が行われておらず今後の課題と思う。
- ・ 支援対象者へのインタビューや効果に絞ったアンケートなど、継続的な取り組みが必要。今回のアンケートによれば、離婚時の養育費の取り決めがされていなかったり、養育費が受け取られていなかったりという問題がかなりあるので、これらの点に関する法律的な支援が有効と思われる。
- ・ また、実態として対象者は遺児よりは離婚によるひとり親家庭なので、事業の名称を変更することを検討した方が良いと思う。

- (2) コンパクトなまちづくり事業
施策：都市環境の整備

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）									
						2 担当課	都市計画課		
1 第5次 総合計画	4節	第1項 市街地形成	推進 施策	(1) 市街地		関係課	都市整備課		
3 基本事業の方針		項番・表題 4 都市景観の整備					総合計画書 掲載ページ	136	
		道路事業や公園整備事業などにおいて景観に配慮した整備を行うとともに、宅地開発では、地域の特性に合った魅力ある景観をつくります。 町の玄関口としてふさわしい魅力ある市街地の形成及び安全なまちづくりのため、中心市街地における電線の地中化を関係機関との調整を図りながら検討します。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	道路事業や公園整備事業などにおいては、景観に配慮するとともに、宅地開発では、地域の特性に合った魅力ある景観をつくります。							
	達成するた めの取組	道路事業や公園整備事業などにおいては、景観に配慮するとともに、宅地開発では、地域の特性に合った魅力ある景観をつくります。 住民と協働で地区計画を策定し、地域の特性に合った魅力ある景観の保全や安全安心な生活空間を確保します。							
5 基本成果指標				単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
コンパクトなまちづくり計画の実現に向けた取組み数				件		13 13	100.00%	13	14
景観計画の実現に向けた取組み数				件		14 8	57.14%	21	23
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業（構成個別事業数 事業）									
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	コンパクトなまちづくり事業		コンパクトなまちづくり計画策定事業（千円）	—	—	2,143	7,704	12,946	10,896
2	景観まちづくり事業		景観計画策定事業（千円）	—	2,925	6,099	7,095	12,104	9,330
3	—								
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								
9	—								
10	—								

7 めざす姿の達成度	達成度評価	高い	○ 普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	・コンパクトなまちづくり計画策定業務 コンパクトなまちづくり計画に位置付けられた東浦駅周辺地区について、愛知県職員市町村サポーター制度を利用して、基本構想の方針案を作成しました。また、地元の住民のみなさまを対象にした意見交換会を開催しました。 ・景観計画策定業務 東浦町景観計画に法的な実効性を持たせるため、景観条例を作成しました。また、重点区域候補地区の、明徳寺川周辺地区に関する行動計画を策定しました。			
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	・まちづくり計画策定後において、事業効果を高めるには東浦町都市計画マスタープランの改訂とともに立地適正化計画の策定を検討する必要があります。 ・東浦町景観計画について、さらに住民のみなさんとの意識共有を高めることが重要です。			
9	今後の方針及び具体的な取組内容	・東浦町景観計画の内容を踏まえ、重点的・先行的に景観まちづくりを推進する重点区域候補地区のうち、選定した1地区について、行動計画に基づき指定に肉けた範囲の設定やデザインルールを定めます。 ・東浦駅周辺地区の整備方針について、さらに住民のみなさまのご意見を反映させるため、住民のみなさまを対象とした検討会を開催し、アンケートも実施します。			

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度：平成 28 年度)

総合 計画	4 節 第1項 市街地形成	推進 施策	(1) 市街地	平成 28 年度 予算	8 款	5 項	1 目
	基本事業の方針 4 都市景観の整備						
事業番号	2		担当課	建設 部	都市計画 課	都市計画 係	
1 予算の小事業名	都市計画総務事業費		2 個別事業名	コンパクトなまちづくり事業		事業開始年度 平成25年度	
3 事業の背景	人口の急激な減少と高齢化が進む中、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を行うことが必要です。						
4 事業の目的	まちづくりにおいて、日常生活に必要なまちの機能が、住まいの身近なところに集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要であることから、コンパクトなまちづくりを推進するものです。						
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	都市計画法 都市再生特別措置法						
6 関連事業	景観まちづくり事業						
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評価対象年度における取組、実績等)	・「コンパクトなまちづくり計画」第3章「計画」に位置付けられた東浦駅周辺地区の整備計画を具体化するものであり、当該計画の内容に基づき、必要な調査を実施して基本構想の方針を作成しました。 ・当該基本構想の方針を作成する際に、愛知県職員市町村サポーター制度を利用し、事業手法の方向性を検討しました。 ※愛知県市町村サポーター制度 市町村が抱える特定の課題の解決に向けた市町村自らの主体的な取組みに対して愛知県職員が応援を行う制度 ・サポーター構成員 愛知県職員 10名 東浦町ワーキンググループ 15名 ・サポーター会議開催日程 ①第1回サポーター会議（平成28年9月27日）現地確認、課題の整理等 ②第2回サポーター会議（平成28年10月27日）整備課題の整理、基本方針素案の検討 ③第3回サポーター会議（平成28年11月30日）整備手法の検討、実現に向けての意見交換 ④第4回サポーター会議（平成28年12月27日）整備手法の検討 ⑤第5回サポーター会議（平成29年1月10日）まとめ ⑥報告会（平成29年1月17日） ・生路・藤江地区の地域住民等を対象に、「東浦駅周辺基本構想」に関して意見交換会を開催しました。 開催日 平成29年2月3日 参加者 31名						
8 事業実績 (H26～28年度)	平成26年度：しあわせなまちをデザインするワークショップを5回開催し、報告書を作成し、発表会を開催しました。 平成27年度：都市構造の評価を実施して、現況分析を行い、ワークショップ報告書を尊重したコンパクトなまちづくり計画を策定しました。 平成28年度：コンパクトなまちづくり計画に位置付けられた整備計画のひとつである交通結節点となる東浦駅周辺を、町・県で検討し、基本構想の方針を作成しました。						
9 特記事項	—						

10 総事業費 (千円・人)				26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
				7,704		12,946		10,896		7,320	
支出	人件費	正 規	人 数	1.28		1.11	86.7%	1.33	119.8%	0.97	72.9%
			人件費	7,680		6,660	86.7%	7,980	119.8%	5,820	72.9%
		臨 時	人 数	0.00		0.00	0	0.00	0	0.00	0
			人件費	0		0	0	0	0	0	0
		専任用	人 数	0.00		0.00	0	0.00	0	0.00	0
			人件費	0		0	0	0	0	0	0
	合 計			7,680		6,660	86.7%	7,980	119.8%	5,820	72.9%
	事業費	委託費		0		6,286	0	2,916	46.4%	1,500	51.4%
		需用費		24		0	0.0%	0	0	0	0
				0		0	0	0	0	0	0
		その他		0		0	0	0	0	0	0
合 計			24		6,286	26191.7%	2,916	46.4%	1,500	51.4%	
財源内訳	一般財源			7,704		12,946	168.0%	7,980	61.6%	7,320	91.7%
	受益者負担金			0		0	0	0	0	0	0
	国県支出金			0		0	0	2,916	0	0	0.0%
	その他			0		0	0	0	0	0	0
	合 計			7,704		12,946	168.0%	10,896	84.2%	7,320	67.2%
11 コスト評価				住民一人当たり事業費 217 円 平成26年度よりワークショップの支援から計画策定までの委託費を計上し、計画策定が延期されたことにより平成27年度へ繰越して計画の策定を行いました。平成28年度は「コンパクトなまちづくり計画」に位置付けられた東浦駅周辺地区の基本構想を策定するための委託について予算執行を行いました。（※委託費は、ワークショップ、計画及び構想を作成する支援業務として委託していません。）							
12 指標評価				26年度		27年度		28年度			
指標評価	指標 ①			市街化区域内の都市的土地利用率（％）							
	目標値	(達成度)		-	0	-	0	-	0		
	実績値			86	0	-	0	-	0		
	指標 ②			コンパクトなまちづくり計画の実現に向けた取組数(件)							
指標評価	目標値	(達成度)		-	10	100.0%	13	100.0%	13		
	実績値			10	0	10	100.0%	13	100.0%		
13 事業の評価				①法により市町村義務と定められている。すべて 一部 ○ いいえ ②行政関与の必要性が高い。高い ○ 普通 低い ③事業効果が高い。高い ○ 普通 低い ④事業範囲・規模は妥当である。○ 妥当 改善の余地あり ⑤受益者負担は妥当である。妥当 改善の余地あり ⑥手法は適切である。○ 適切 改善の余地あり							
14 評価の理由				② コンパクトシティの実現のために住民のみなさんを始め事業者の理解を得ながら、行政がその方向性を示し計画を進めていく必要があります。 ③ 財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能にするため、コンパクトなまちづくりを目指すのに必要な計画です。 ④ コンパクトなまちづくり計画は町全体の計画です。 ⑤ 受益者負担はありません。 ⑥ 計画への住民意見の反映の手法として、ワークショップは有効と考えます。							
15 事業を		拡大した場合	コンパクトなまちづくり計画の策定後、立地適正化計画を続いて策定することで計画に位置付けられた整備事業への国からの支援を受けることができます。								
		縮小・廃止した場合	持続可能な都市経営を進めるのに不安が残ります。								
16 想定される代替事業				—							
17 事業の方向性				拡大	改善	現状維持	○	縮小	廃止		
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な取組				・コンパクトなまちづくりの実現のために、住民のみなさんや事業者の理解を得るためワークショップ等を実施し、その結果を基に関係各課と協議を行いながら、コンパクトなまちづくり計画を策定することができました。 ・当該計画策定後において、計画や基本構想等をベースとし、事業効果を高めるためには、平成30年～平成31年で東浦町都市計画マスタープランの改訂とともに平成31年～平成32年で立地適正化計画の策定を検討する必要があります。							

事業のアピールポイント

コンパクトシティ形成に向けてより具体的な施策を推進するため、国土交通省により平成 26 年 8 月に立地適正化計画が制度化されました。しかし、本町においては立地適正化計画が制度化される以前にコンパクトシティに向けた施策を推進する必要があると考え、その先駆けとなるコンパクトなまちづくり計画を策定しています。

コンパクトシティとは、郊外への市街地の拡大を抑制するとともに、生活に必要な諸機能・施設等が住まいの身近なところにあり、鉄道やバスなどの公共交通が充実しており、それらの都市機能の集積地及びその周辺に人口が集積した効率的で持続的なまちです。

本町では、町内の JR 武豊線各駅と町外の名鉄河和線巽ヶ丘駅の 5 つの駅が地域の拠点となっています。駅の利便性の向上を図ることで利用者の確保・増加を行い、当該拠点を中心とした区域に、生活に必要な諸機能・施設などの集積、いわゆるコンパクトシティの形成を図ると共に、公共交通サービスの確保及び利便性の向上により、コンパクトシティ+ネットワークにより、歩いて暮らせるまちづくりを行っていくため、「コンパクトなまちづくり計画」に基づき事業を展開していきたいと考えています。

コンパクトなまちづくり計画を踏まえ、今年度については昨年度作成した「東浦駅周辺基本構想」を基に、生路・藤江地区の地元住民の方と「東浦駅周辺整備方針検討会」を開催し、ワークショップ等を実施しています。最終的には、基本構想を策定していきたいと考えています。今後は、平成 30 年度～31 年度で都市計画マスタープランの改訂を行うとともに、立地適正化計画の策定に繋げていくような施策の展開を考えています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員 A

- ・ 税金を費やしてまでコンパクトシティを実現する必要はない、駅周辺に住んでいる町民だけが負担すればよいと考える人もいるため、共通認識を高める必要があるように思える。
- ・ 車道の拡大や駐車場の確保が整備メニューに含まれているが、道路が狭く交通量の少ないというのも徒歩を前提とすれば有利に働くため、コンパクトシティの本来の目的に沿っているか再度確認すべきではないだろうか。
- ・ 構成するメンバーがコンパクトシティを享受しやすい高齢者ばかりになっているなど、世代や性別に偏りはないだろうか。
- ・ 東浦町内で補えない部分はどうするのか、近隣市町とのコンパクトシティに関連する取り組みの詳細を資料からは読み取りづらい。

住民公募委員 B

- ・ 「コンパクトなまちづくり」の考え方は良いが、現計画素案内容では、対象地域外の町民の一人として、敢えて東浦駅周辺への移住を考えるには魅力が乏しい印象である。
- ・ 高齢化社会を迎えてのまちづくりでは、コンパクトにまとめたエリア内だけでなく、周辺地域も含めたモビリティ対策と合わせて総合的に計画検討すべき。
- ・ 全体計画に記載されている5つの各駅を中心とした地域開発に対し、乗降客数をベースに優先度を付けて東浦駅を中心とした検討を進めているとのことであるが、各 JR 駅地区（特に東側）には洪水・浸水等の防災面での課題もあることから、総合的な視点・優先度で検討を進めるべき。他の地域においても、並行してワークショップ等での検討を進めた上で、都市計画のマスタープラン改訂につなげるべきではないか。

住民公募委員 C

- ・ 当町らしさとはなにか、なにをこの町の特徴とするかを前提において、戦略的なコンパクトシティの計画をしていただきたい。
- ・ 駅周辺以外の中間地区のありかたや、今後かんがえられる居住者の就労、通学、子育て、住まい方などの予測される変化も含め、人がもっと住みたくなる街づくりのシナリオを形成して頂きたい。

神山委員

- ・ 街の賑わいを創り出すという点に関してであるが、富山市のコンパクトシティの事例では、市電等の公共機関を利用して来た人と、自家用車で来た人では、街で過ごす時間が異なるというアンケート結果が出ている。前者の方が街に長く滞在する。理由は自家用車でくると、駐車場料金がかかるからである。土地がゆったり使えるようであれば、街に安価な広い駐車場があると良いのではないか。
- ・ 町の事業として行うことを踏まえて、ワーキンググループやサポーター会議メンバー

に、コンパクトシティ対象地域およびそれ以外の地域の人の双方を含めることが必要であろうと思われる。

小松委員

- ・ 現実には車なしでは生活できない街であることをどう考えるか。歩いて暮らせるというのは本当に実現可能と考えているか。そのような議論をすることなく庁内検討やワークショップを実施しているのではないかという疑問がある。
- ・ 東浦町における駅そば生活圏は市域の一部であり、駅そば生活圏外の将来計画とセットで議論しないと意味がない。コンパクト＋ネットワークは確かに「国土のグランドデザイン 2050」の方向性であるが、議論がコンパクト化の方に偏っており、ネットワークの方法（交通や拠点形成など）に関する検討が不足している。
- ・ 関連する各種計画を精査し、その相互関係をふまえて議論してほしい。具体的には住生活基本計画や空家等対策計画、公共施設等総合管理計画などである。そのためには、庁内の横断的検討および推進体制が不可欠（本事業だけではないが）。

高野委員長

- ・ 公共交通を軸とした活気があり安全なまちづくりに取り組んでいるところは高く評価できる。ただ、具体的にどのような方針や方向性が出ているのか説明があまりなく評価しづらかった。駅にアクセスする自動車をどうするのか、洪水・津波災害への対策をどうするのか、農地を埋め立てて商業施設を作ることの当否など、検討すべき課題が多いように見えた。
- ・ 商業施設については大規模なショッピングセンターは不要と思われる。個性のあるものが必要だ。住民との話し合いをしっかりとすることと、時代の変化に合わせた賑わいの創出を考えることをお願いしたい。

(3) 企画展開催事業（郷土資料館事業）

施策：文化財の保全・活用

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）									
						2 担当課	生涯学習課		
1 第5次 総合計画	2節	第2項 生涯学習	推進 施策	(3) 文化振興		関係課	—		
		項番・表題	3 文化財の保全・活用				総合計画書 掲載ページ	100	
3 基本事業の方針		文化財等の歴史的遺産を保全し、多くの人に知っていただくため、郷土資料館を拠点として、郷土の歴史や文化に関する調査研究、刊行物の発行、企画展の開催等を実施するとともに、郷土資料館を魅力ある施設とするため、講座や展示等の充実を図ります。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	住民が郷土の歴史や文化財についてを学ぶことにより、文化財保護意識が高まります。							
	達成するた めの取組	・来館者が快適な環境の中で展示品を鑑賞できるように、資料を適正な環境で保管し展示します。 ・住民の歴史・文化遺産に対する興味と学習意欲が向上するように、各種の講座・教室を開催するとともに工夫を凝らした企画展やイベント等を実施します。							
5 基本成果指標				単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
郷土資料館の来館者数				人	23,424 24,800 26,438	106.60%	25,000	25,600	
—									
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業（構成個別事業数 3 事業）									
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	郷土資料館維持管理事業		維持管理費（千円）	4,807	4,645	4,344	4,617	4,330	6,847
	—								
2	講座開催事業		定員（人）	315	315	335	370	350	320
			受講者数（人）	313	273	300	325	292	286
3	企画展開催事業		入館者目標数（人）	7,400	7,500	7,600	7,600	7,600	7,600
			入館者数（人）	6,806	8,749	5,940	7,246	9,045	5,647
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								
9	—								
10	—								

7	めざす姿の達成度	達成度評価	高い	○	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	- 講座については、定員の約9割の受講者数があり、順調と考えます。 - 入館者数は、前年比で1,391名減少しました。					
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	- 新規の講座、教室を企画し、充実した講座、教室としていく必要があります。 - 資料館への来館者を増やすために展示内容の充実を図っていく必要があります。					
9	今後の方針及び具体的な取組内容	- 講座、教室の内容の充実していきます。 - 資料館での企画展及び展示の内容を検討していきます。					

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度:平成 28 年度)

総合 計画	2 節	第2項	生涯学習	推進 施策	(3) 文化振興	平成 28 年度 予算	10 款	4 項	5 目
	基本事業の方針		3 文化財の保全・活用						
事業番号		3		担当課		教育 部	生涯学習 課	文化財 係	
1 予算の小事業名		郷土資料館事業費		2 個別事業名		企画展開催事業 (郷土資料館事業)		事業開始年度 平成11年度	
3 事業の背景		郷土の歴史や文化財を紹介する施設として、また、埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究の拠点として郷土資料館は平成11年に開館しました。常設展示だけでは紹介できない資料等を公開するため企画展を開催してきました。							
4 事業の目的		企画展を開催することにより、新しい情報発信を行い、収集資料の活用と入館者の増加を図ります。あわせて、住民のみなさんに東清町の歴史や文化財への関心や親しみを高めるとともに、郷土に対する愛着を持ってもらうきっかけとします。							
5 関係法令 国等補助制度 関連計画		—							
6 関連事業		—							
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評価 対象年度にお ける取組、実績 等)		於大まつりの春と産業まつりの秋に合わせて、年2回開催しました。合わせて、年5回ミニ企画展を開催しました。 ＜郷土資料館の利用案内＞ 開館時間：午前9時～午後5時 休館日：毎週月曜日、12月28日～1月4日 入館料：無料 ＜平成28年度実施状況＞ 春の企画展 期間：4月16日（土）～5月22日（日） 内容：「東清の社寺宝物展」 東清町内の社寺が所蔵する文化財や美術品の宝物等を展示して紹介 入館者数：2,850人 秋の企画展 期間：10月22日（土）～11月27日（日） 内容：「八巻古窯と中世常滑焼の名品」 緒川新田地区に所在する八巻古窯群は知多古窯群を代表する重要な窯跡として位置付けられており、昭和36年と平成22年に愛知県教育委員会の発掘調査で出土した資料を展示して紹介。あわせて、県陶磁美術館が所蔵する中世常滑焼の名品を展示 入館者数：2,797人 ミニ企画展 「レコード展」5/31～6/26 「於大の方と久松家文書展」7/5～8/14 「刀剣の美 —武士（もののふ）の心—」8/23～10/9 「蓑袋 —昭和のコレクション—」12/6～1/22 「ひなまつり展」2/1～4/2							
8 事業実績 (H26～28年 度)		＜平成26年度＞ 春の企画展「地獄極楽の世界」入館者数4,445人 秋の企画展「郷土の偉人 久松潜一先生 一生誕120年記念」入館者数2,801人 ＜平成27年度＞ 春の企画展「武豊線電化 鉄道展」入館者数6,542人 秋の企画展「戦争と平和展」入館者数2,503人 ＜平成28年度＞ 春の企画展入館者数2,850人 秋の企画展入館者数2,797人							
9 特記事項		—							

10 総事業費 (千円・人)				26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
				5,073		4,220 対前年比(%)		6,051 対前年比(%)		5,223 対前年比(%)	
支出	人件費	正 規	人 数	0.33		0.33 100.0%		0.49 150.8%		0.34 69.4%	
			人件費	1,950		1,950 100.0%		2,940 150.8%		2,040 69.4%	
		臨 時	人 数	0.55		0.55 100.0%		0.72 130.9%		0.67 93.1%	
			人件費	2,215		1,012 45.7%		1,334 131.8%		1,303 97.7%	
		高 用	人 数	0.00		0.00 0		0.00 0		0.00 0	
			人件費	0		0 0		0 0		0 0	
	合 計			4,165		2,962 71.1%		4,274 144.3%		3,343 78.2%	
	事業費	委託費		700		996 142.3%		1,535 154.1%		1,400 91.2%	
		印刷製本費		208		262 126.0%		242 92.4%		480 198.3%	
				0		0 0		0 0		0 0	
				0		0 0		0 0		0 0	
		合 計		908		1,258 138.5%		1,777 141.3%		1,880 105.8%	
財源内訳	一般財源			5,073		4,220 83.2%		6,051 143.4%		5,223 86.3%	
	受益者負担金			0		0 0		0 0		0 0	
	国県支出金			0		0 0		0 0		0 0	
	その他			0		0 0		0 0		0 0	
	合 計			5,073		4,220 83.2%		6,051 143.4%		5,223 86.3%	
11 コスト評価				住民一人当たり事業費 120 円							
				企画展の展示資料の内容により、展示ケースや展示壁面の製作等や美術品運送の委託内容が異なるため、委託料の増減がみられます。 企画展入館者一人当たり事業費：1,072円							
12 指標評価				26年度		27年度		28年度			
	指標 ①			企画展入館者数（人）							
	目標値	（達成度）		7,600	95.3%	7,600	119.0%	7,600	74.3%		
	実績値			7,246		9,045		5,647			
	指標 ②			郷土資料館の来館者数（人）（目標値は総合計画による。）							
	目標値	（達成度）		23,900	102.8%	24,600	113.1%	24,800	106.6%		
	実績値			24,565		27,829		26,438			
13 事業の評価				①法により市町村義務と定められている。				すべて	一部	○	いいえ
				②行政関与の必要性が高い。				○ 高い	普通		低い
				③事業効果が高い。				○ 高い	普通		低い
				④事業範囲・規模は妥当である。				○ 妥当	改善の余地あり		
				⑤受益者負担は妥当である。				妥当	改善の余地あり		
				⑥手法は適切である。				○ 適切	改善の余地あり		
14 評価の理由				② 町に残る民俗資料や歴史的価値のある資料を収集・保存していくことは、町として当然です。民俗資料は、家屋の解体等に伴い消滅するため行政の関与が必要です。							
				③ 普段は見られない資料を借用して展示紹介し、実際に接する機会を提供することは大切です。							
				④ 資料館の展示スペースを有効利用して実施しているため、展示会場の設営・展示資料の点数等は妥当です。							
				⑤ 受益者負担はありません。							
				⑥ 常設展示のみではなく、企画展開催により四季やテーマに沿った展示をすることができ、適切です。							
15 事業を				拡大した場合							
				より充実した内容の展示物を集めることができ、質の高い企画展が実施できます。							
				縮小・廃止した場合							
				住民のみなさんが東清町の歴史や文化財に接する機会がなくなります。							
16 想定される代替事業				—							
17 事業の方向性				拡大		改善	○	現状維持		縮小	廃止
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組				企画展を開催し新しい情報発信を行うことは、住民のみなさんへ東清町の歴史や文化財への関心や親しみを持ってもらうきっかけづくりとして大切です。一方で、より多くの方に来館してもらえるよう、展示内容やPR方法の工夫が必要であるため、企画展開催時にアンケートを実施して展示内容の満足度・希望する企画展及び企画展を知った方法等を調査し、よりよいものにしていきます。なお、平成29年度に実施する旧指定文化財であった乾坤院関連資料の複製・模型等の作製事業でできあがる展示品にあわせて、平成30年度にそれらを常設展示する予定です。							

事業のアピールポイント

企画展の開催にあたっては、東浦の歴史や文化財に関するテーマで展示内容を企画し実施しています。

全国的には取り上げられない、地元でしか見ることができない展示を通して、東浦町の歴史や文化の情報発信を行っています。また、地域での連携としては、小学校3年生の授業の中で、「昔の暮らしを学ぶ」という授業があり、毎年資料館に来館していただいています。

小学生のお子さんたちには、展示品の見学だけでなく、石臼体験・綿繰り体験等民具の体験学習もしていただいています。体験学習により郷土資料館を身近に感じてもらうとともに、歴史や文化に少しでも興味を持ち、また、来館したいという思いに繋げたいと考えています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員A

- ・ 資料館というものは、保存が主眼の施設であり展示が二の次だというイメージが払拭された。
- ・ 企画展の内容を見ると、東浦とゆかりあるものから昔の暮らしが分かるものまで幅広いバリエーションがあるように思える。
- ・ 入館者数が極めて高かった企画展を延長したり再度開催したりしてはどうだろうか。
- ・ 入館者数における東浦町民とそうでない割合はどうなっているのか、東浦町民にもっと来館してほしいのであれば目新しい企画展が効果的だろうし、そうでなく観光を目的としたより多くの方にもっと来館してほしいのであれば常設展の充実を図るべきではないだろうか。

住民公募委員B

- ・ 企画展は、東浦町の歴史にこだわりを持って企画・開催されており、有意義な取り組みだと思う。
- ・ 一方で、常設展示物については、東浦町の郷土史という点からすると、「世界の塩」の説明にかなりのスペースを取っており、徳川公・於大の方・水野公の人物像の背後に置かれた大きな「外国産岩塩の塊」は展示ストーリー一面での統一感が無く、違和感を覚えた。
- ・ 企画展のスペースが窮屈に感じられることから、常設展示物の見直しも含めてスペースの有効利用を検討すべき。
- ・ 郷土資料館の来館者数が年間約2万6千人ということだが、これは町民の約5割に相当する方が毎年来館している規模である。今回の外部評価に際し、実際にミニ企画展開催時等にも複数回訪問したが、他の来館者は居らず、ドアの開閉センサーが来館者以外にも過剰に反応（カウント）していることも考えられ、実態を確認した方が良いと感じた。

住民公募委員C

- ・ 郷土資料館自体の認知度を上げる工夫が必要であると感じた。例えば、本施設比較し利用度の高い公的施設（中央図書館等）などと、連携した企画や広告も必要と感じた。連携することで、文化的なストーリーや、歴史や文化に対しての幅と深さがますますことになるのではと考える。

神山委員

- ・ 企画展というものは実施にはコストも手間もかかると思う。学芸員も少ないなか、また学芸員は「雑芸員」と言われるほど雑務が多く大変なご苦労がある中で、これだけ多くの独自の（他の企画展の借用ではなく）ミニ企画展を実施されていてすばらしい。是非継続してほしい。
- ・ 地域を知るということは重要である。『愛国心』『郷土愛』を持てよ」と押し付けても、

そういう感情は生まれない。対象を科学的に知るということで感情が芽生える。その役割、位置づけ等を知るからであろう。その点でも、是非継続してほしい。

- ・ 寄贈品が多く管理に困られているとのこと、また、スペースの有効活用に関しても勘案すべき点が少なくないとのことであるが、同じような物（寄贈品）に関してはバーチャル化（映像として残して処理していく）をしても良いのではないか。それを博物館のホームページ上で公開していき（〇〇氏寄贈というようにクレジットして）、そこへのアクセスについても閲覧数を入場者と同様にカウントしていく仕組みを作っていく方法もある。

小松委員

- ・ 年間来場者 26,000 人の内、大半が企画展（常設展は 5,000 人弱）とすると、人口 5 万人の東浦町の 9 割以上は来館していないことになる。郷土資料館の存在は大変重要であるが、この数字からはその重要性を政策上アピールしにくい。サイレント・マジョリティの意見に耳を傾けて、今日的な運営を検討していただきたい。
- ・ 短期的には、常設展示に拘らず、保管＋企画展を中心に据えた運営を行い、学校や図書館で保管資料を活用してもらうような促す運営を組み立てるのも一案ではないか。長期的には、図書館など社会教育施設との統合によって、東浦町の情報センターとしての役割をもたせることに、大きな可能性があると思われる。

高野委員長

- ・ 郷土資料館は町の規模に対して、立派な施設と常勤学芸員を配置して大事な活動をしている。企画展の入場者数は多く、町民のニーズにあった取り組みであることがわかる。また常設展示の中で、民具を実際に利用体験できるプログラムは高く評価できる。
- ・ ただ、常設展示は個々の項目がバラバラの感じが否めず、一貫したストーリーの元に再編成したほうが良いのではないか。縄文の暮らし、製塩、高度成長期以前の里山の暮らしは、自然と共に生き、なりわいをつないできた東浦の暮らしということでストーリー化できるだろう。また、江戸時代には綿の栽培と明治以降は紡績で栄えた歴史もその流れの中で捉えられる。戦後は紡績業が衰退し、里山は宅地開発され消滅し、ベッドタウン化したこと、住宅団地の高齢化が進んでいることなど、現代的な課題も是非展示してほしい。
- ・ 学芸員、職員の東浦町に対する「愛」が見るものに印象づけられるような展示の工夫をお願いしたい。

- (4) プレーパーク運営事業
施策：公園の整備

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）									
				2 担当課		都市整備課			
1 第5次 総合計画	4節	第1項 市街地形成	推進 施策	(2) 公園・緑地		関係課		—	
3 基本事業の方針		項目・表題	1 公園の整備				総合計画書 掲載ページ	139	
		地域の憩いの場の確保や災害時への対応、環境保全の観点から公園の適正な配置等に向けて計画的に公園の整備を進めます。 施設の老朽化や機能の低下に対して、利用者が安心して安全に利用できるように努めます。 増加する維持管理費の軽減等を図るため、改修等にはメンテナンスを軽減できる施設を検討するとともに、アダプトプログラム（里親制度）による住民協働での維持管理の推進を図ります。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	公園が住民のみなさんにとっての憩い場となるとともに、災害時に利用することができます。							
	達成するた めの取組	地域の憩いの場の確保や災害時への対応、環境保全の観点から公園の適正な配置等に向けて計画的に公園の整備を進めます。 施設の老朽化や機能の低下に対して、利用者が安心して安全に利用できるように努めます。							
5 基本成果指標				単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
住民一人当たりの公園面積				㎡	7.1 7.1	7.6 7.6	100.00%	7.6	7.7
公園に関するアダプトプログラム（里親制度） の登録団体数				団体	 —	12 12	100.00%	13	16
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業								（構成個別事業数 3 事業）	
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	公園等維持管理事業		公園等維持管理事業費 （千円）	106,476	91,166	91,492	98,704	96,802	100,304
			於大公園延べ利用者数 （人）	55,651	55,513	53,700	49,472	51,827	44,874
2	公園整備事業（三丁公園）		公園整備事業費 （千円）	—	91,567	106,397	338,446	155,166	83,585
3	プレーパーク運営事業		プレーパーク運営管理事 業費（千円）	—	—	—	1,963	2,046	4,561
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								

7 めざす姿の達成度	達成度評価	高い	○	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	三丁公園は、地域の住民のみなさんが日常の憩いの場として、また、災害時の避難場所として利用することができ、安心して安全に利用しています。 平成27年度より、1.9ha（全体面積3.5ha）の部分供用を行いました。				
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	遊具施設の点検修繕等の安全確保については行政の関与が必要ですが、維持管理や利用上のルールづくり等の運営管理については、利用者である地域の住民で実施したほうがより良い施設になると考えます。 三丁公園事業用地において、未買収となっている用地は、買収予定地全体の7.9%であり、当該用地の早期取得が今後の課題です。				
9	今後の方針及び具体的な取組内容	地域のニーズに沿った、より利活用される公園施設とするため、施設の更新、廃止、管理方法等も踏まえて地域利用者による運営管理を推進していきます。 今後も引き続き用地取得のため、三丁公園推進協議会の協力を得て、対象地権者と粘り強く交渉を進めていきます。				

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度:平成 28 年度)

総合 計画	4	節 第1項 市街地形成	推進 施策	(2) 公園・緑地	平成 28 年度 予算	8 款 5 項 4 目	目
	基本事業の方針		1 公園の整備				
事業番号	4		担当課	建設 部	都市整備 課	公園緑地 係	
1 予算の小事業名	公園等維持管理事業費		2 個別事業名	プレーパーク運営事業		事業開始年度 平成25年度	
3 事業の背景	現代社会ではボタン1つ、ワンクリックで楽しみや興奮を味わえます。しかし、子どもは自然や遊びの中で生きる力を育みます。 じっくり、コツコツと自分だけで、または仲間と協力して遊び尽くしたり、作り上げたり、やり遂げる達成感や喜びを、子ども時代に多く経験出来る環境をプレーパークとして提供したい。						
4 事業の目的	子どもたちが自己責任のもとに、自由な発想で遊ぶことのできるプレーパークを開設します。						
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	都市公園法、都市公園施行令、都市公園施行規則、東浦町都市公園条例、東浦町都市公園条例施行規則						
6 関連事業	東浦町パートナーシップ推進事業						
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評価 対象年度にお ける取組、実績 等)	<平成28年度実施内容> 【プレーパーク運営管理業務】 開催日時 毎週土、日曜日(土曜日13～16時、日曜日10～16時) ※年末年始期間12/28～1/4除く) 4月開催(5日間)参加者410人 5月開催(9日間)参加者628人 6月開催(8日間)参加者402人 7月開催(10日間)参加者334人 8月開催(8日間)参加者167人 9月開催(8日間)参加者274人 10月開催(10日間)参加者499人 11月開催(8日間)参加者395人 12月開催(8日間)参加者254人 1月開催(8日間)参加者293人 2月開催(8日間)参加者348人 3月開催(8日間)参加者707人 合計 98日間 参加者4,711人(1日当たり平均約48人/日)						
8 事業実績 (H26～28年 度)	平成26年度 プレーパーク講演会開催(11/22)参加者15人 プレーパーク体験会開催(11/23)参加者110人 平成27年度 プレーパーク体験会開催(5/2～6)参加者437人 (11/21～23)参加者311人 平成28年度 プレーパーク開催(毎週土、日曜日)参加者4,711人						
9 特記事項	—						

10			総事業費 (千円・人)		26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算	
					1,963		2,046 対前年比(%)		4,561 対前年比(%)		4,214 対前年比(%)	
支出	人件費	正 規	人 数	0.31	0.31	100.0%	0.31	100.0%	0.22	71.0%		
			人件費	1,860	1,860	100.0%	1,860	100.0%	1,320	71.0%		
		臨 時	人 数	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0		
		再 任	人 数	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計			1,860	1,860	100.0%	1,860	100.0%	1,320	71.0%		
	事業費	需用費		0	0	0	0	0	0	0		
		役務費		0	0	0	0	0	0	0		
		委託料		0	186	0	2,701	1452.2%	2,894	107.1%		
その他			103	0	0.0%	0	0	0	0			
合 計			103	186	180.6%	2,701	1452.2%	2,894	107.1%			
財源内訳	一般財源			1,963	2,046	104.2%	3,210	156.9%	2,767	86.2%		
	受益者負担金			0	0	0	0	0	0	0		
	国県支出金			0	0	0	1,351	0	1,447	107.1%		
	その他			0	0	0	0	0	0	0		
	合 計			1,963	2,046	104.2%	4,561	222.9%	4,214	92.4%		
11 コスト評価			住民一人当たり事業費 91 円 平成26年度からの試行開催等を経て、平成28年度よりプレーパークの常設開催が始まり、年間委託業務として運営管理を実施しました。 委託料の内訳としては、人件費（プレーリーダー）及び諸資材費が計上されており、今後も継続的に必要な経費と考えています。 また、参加者アンケートでは、開催時間の拡大を希望する声が多くあります。 平成28年度の常設開催から、内閣府の地方創生推進交付金対象事業として、委託料の1/2の補助金が交付されています。									
12 指標評価	26年度		27年度		28年度							
	指標 ①		プレーパーク1日当たり平均参加者数（人/日）									
	目標値	(達成度)					50.0	96.0%				
	実績値		0		0		48.0					
	指標 ②		—									
目標値	(達成度)											
実績値												
13 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。 ②行政関与の必要性が高い。 ③事業効果が高い。 ④事業範囲・規模は妥当である。 ⑤受益者負担は妥当である。 ⑥手法は適切である。									
			すべて 高い 高い 妥当 妥当 適切									
			一部 普通 普通 改善の余地あり 改善の余地あり 改善の余地あり									
			○ いいえ 低い 低い 低い 低い 低い									
14 評価の理由			② 開催場所の提供及び活動支援については、子育て支援の一環として行政関与の必要性が高いと考えます。 ③ アンケート結果において、プレーパークに参加するようになり、お子さん（お孫さん）の変化について、「気遣う気持ちができた。」「チャレンジする気持ちが芽生えた。」「自分でやりたいと言うようになった。」などの意見が多くありました。 ④ 地域の人に見守られながら子供が成長していけるよう、地域住民の手で各地区の公園でも開催ができると良いと考えています。 ⑤ どんなお子さんにも参加して欲しいので、受益者負担は考えていません。 ⑥ プレーパークの運営形態やNPO法人等とのパートナーシップについては、現在の事業規模においては適切と考えています。									
15 事業を			拡大した場合 縮小・廃止した場合									
			開催場所や開催時間の拡大により、参加者の満足度は高まりますが、費用が増大します。 参加者のニーズや事業効果の検証から、縮小・廃止はすべきでないと考えています。									
16 想定される代替事業			—									
17 事業の方向性			拡大	○	改善		現状維持		縮小		廃止	
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組			参加者アンケートより、プレーパーク運営事業の主旨に沿った声が多く寄せられており、一定の成果があったと評価しています。 今後も住民ニーズに注視するとともに、事業運営形態の検討や組織化の推進について、事業拡大も視野に入れ取り組んでいきます。 事業の運営形態やNPO法人等とのパートナーシップについては、事業の拡大等に合わせて検討する必要があります。									

事業のアピール

プレーパークは「子育て支援」を目的に開催しています。子どもの遊びに対する禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」経験を通して、子どもに何かを作りあげたり、やり遂げた達成感や喜びを感じる場を提供しています。

実際に行っている内容については、子どもたちには、木を切ったり釘を打ったりといった木工作業が人気があります。木工作業は、テントを張って雨の日でも行うことが出来るようにしています。また、プレーパークを行っている場所には斜面がありますので、夏には斜面にビニールシートを引いて水を流してウォータースライダーのようにして遊んでいます。木から紐を下げてブランコやハンモックを作るのも好評です。冬場には火を焚いて焼き芋や焼き餅を作っています。昼食として焼きおにぎりを作るなどしている家族もいます。

2ヶ月に1度アンケートを取り、参加者の意見を集めています。参加した子どもたちからは、「ブランコが楽しかった」「木で工作が出来てうれしかった。また来たい」「たき火でお餅を焼いて美味しかった」などの感想が寄せられています。親からは「今の子供たちが置かれた環境を考えると、プレーパークは奇跡のような場所だと思います。もっと多くの人に知ってもらいたいです」「子供を育てるのにプレーパークのような場所があって本当にありがたいです。運営のプレーリーダーの方たちに感謝です。」といった意見があります。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員 A

- ・話を聞いていると、事業スタッフが「～してあげる」というサービスを提供しすぎている印象を受けたため、本来の目的から外れているように思えた。
- ・極端に暑い(7～9月)極端に寒い(12～2月)時期は他に比べて参加者数が少ない。だが、子どもたちにとって比較的遊ぶことのできる長期休暇であるため、その気候を利用した内容を考えるべきではないだろうか。
- ・於大公園におけるプレーパークの敷地面積が思いのほか少ないように思えた。

住民公募委員 B

- ・子供たち自身が創造力を働かせながら屋外で自由に遊べる場の提供は、現代社会では極めて限定的であり、行政が率先して取り組む事業として非常に有意義だと感じた。
- ・町全体での取り組みとして各地区の公園での開催を検討して欲しいが、そのためにも運営ノウハウのある NPO 法人と地域のシニアボランティアとの協働で、各地域での互助気運が醸成されるような、広がりある活動にして頂きたい。

住民公募委員 C

- ・企画から導入や現在に至るまで、大変なご努力があったと察しましたが、事業の背景と目的と、実施運営されている内容自体も大変良いものであると思う。
- ・今後も諸問題が発生することもあるかもしれないが、本事業自体は継続で実施頂きたい内容であり持続が可能との前提に立ち、今後の運営をして頂きたい。

神山委員

- ・心配なのはケガや事故が起きた時の対応である。プレーパークの原則である「自己責任」が担保されるようにしてほしい。受付をするようであるが、それをもって「契約」とできるように、受付の書類の整備（注意書きを見やすくする等）及び多くの掲示と周知徹底を行ってほしい。

小松委員

- ・多くの子どもたちが参加しており、事業としては一定の成果をあげている。これを今後どのように展開するのかを考えていただきたい。自然環境学習の森で実施することも一案であろう。
- ・今後、委託費を抑えることや市民協働を推進する観点からは、関連部局と協働で、市民や子どもたちの中からプレーリーダーが生まれてくるように促したり、市民がプレーパークを開設することを支援することも考えられる。

高野委員長

- ・とても良い取り組みで、行政主導で行うのはいろいろ難しい点がある中で、工夫されて取り組まれていて高く評価できる。ぜひ今後とも継続、拡大していただきたい。
- ・そのためにはプレーリーダーの育成が欠かせず、人材育成、運営ノウハウの学びなどの機会を作り、地域主導で運営し、行政が支援する形にできれば良いのではないかな。

(5) 給食センター運営事業

施策：安全安心な学校教育の提供

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）

				2 担当課	学校給食センター				
1 第5次 総合計画	2 節	第1項 次世代育成	推進 施策	(2) 学校教育	関係課	学校教育課			
3 基本事業の方針		項番・表題 3 安全安心な学校給食の提供				総合計画書 掲載ページ	89		
		栄養バランスがとれる安全で安心な学校給食を提供するため、ドライシステム方式を採用した給食センターを建設します。 食物アレルギーを持つ児童・生徒等に対応する等、きめ細かく対応できる学校給食の提供に努めます。 地産地消の推進や生涯を通して健康な食生活を送るために、学校における食に関する教育を推進します。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	学校給食において地場産物を活用することにより、児童・生徒の地域の自然や環境、食文化に対する理解と関心が深まります。 児童・生徒の健康保持・増進を図ります。							
	達成するための取組	地場産物を取り入れ、安全で安心なおいしい学校給食を提供します。 食物アレルギーを持つ児童・生徒に除去食を提供します。 栄養バランスのとれた豊かな食事を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに食に関する指導を効果的に進めます。							
5 基本成果指標			単位	H21	H28		H29	H32	
				目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標	
学校給食の地産地消率			%	44	46.4 48.4	104.3%	46.8	48	
—									
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業 (構成個別事業数 3 事業)									
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	給食センター運営事業		給食対象者(人)	5,154	5,089	4,960	4,857	4,751	4,755
			食に関する巡回指導(回)	140	130	134	130	108	134
2	給食センター維持管理事業		管理委託料(千円)	4,397	4,362	4,199	5,553	11,215	14,590
			—						
3	(新学校給食センター整備事業)		進捗(%)	1.1	8.5	100	—	—	—
			—						
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								
9	—								
10	—								

7	めざす姿の達成度	達成度評価	○	高い	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	ドライシステム方式の新学校給食センター建設により、衛生管理基準等をより遵守でき、安全で安心な学校給食を提供することができました。 アレルギー対応調理室において、食物アレルギー対応者10名に対し、除去食の提供をきめ細かく対応しました。 食に関する指導も年間134回開催し、児童・生徒へ食や健康についての関心を高めることができました。					
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	学校給食を安全・安心に提供するため、調理員の資質の向上を図ります。 消費税率の引き上げ等により、給食食材の高騰が避けられない状況になり、給食単価の見直しが必要となってきます。					
9	今後の方針及び具体的な取組内容	調理員の資質向上のため、研修を定期的に行います。 新学校給食センターになり、維持管理費が増加したことから、適正な施設の維持管理に努めます。 食物アレルギー対応の児童・生徒の除去食に万全を期すとともに、安全でおいしい給食の提供に努めます。 毎月の献立の反省を行うとともに、地産産物や旬の食材を取り入れた献立を作成し、おいしい給食の提供に努めます。					

平成 29 年度 事業 評価 表 1（評価対象年度：平成 28 年度）									
総合 計画	2 節 第1項 次世代育成		推進 施策	(2) 学校教育	平成 28 年度 予算	10 款 5 項 4 目			
	基本事業の方針		3 安全安心な学校給食の提供						
事業番号		5		担当課		教育 部	学校給食センター	学校給食センター	係
1 予算の小事業名		給食センター運営費		2 個別事業名		給食センター運営事業		事業開始年度 昭和47年度	
3 事業の背景		学校給食法が制定された昭和29年当時は、戦後の食糧事情が十分でない状況下で、児童生徒の適正な栄養補給（学校給食の普及充実）に重点が置かれていましたが、現在では食に関する理解を深めること（学校における食育の推進）を充実していくことに重点が置かれています。							
4 事業の目的		適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ります。 日常生活における食事についての理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養います。 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養います。 食生活が自然の恵恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養います。 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養います。 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めます。 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導きます。							
5 関係法令 国等補助制度 関連計画		学校給食法							
6 関連事業		給食センター維持管理事業							
7 具体的な 実施内容 （事業概要・評価対象年度における取組、実績等）		児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供し、健康の増進を図るとともに、食に関する指導を行います。 食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導を行います。 給食の材料調達については、価格以外にも産地（地産地消の推進）、食感、味付け等も審査し安全性の確保や食欲の向上に留意しています。 給食対象者 小学校及び中学校 児童及び生徒（教職員含む） 給食実施日数 小学校192日、中学校192日 職員数 事務員4名（1名パート） 運転手8名（8名パート） 調理員36名（30名パート） 栄養士2名（愛知県から派遣） 給食単価 230円／食（小学校） （平成21年度から） 260円／食（中学校） 食に関する巡回指導 134回 食物アレルギー除去食 小学校 6名 中学校 4名 地産地消率 48.4％（県内産）うち23.7％（知多半島産）							
8 事業実績 （H26～28年度）		平成26年度 給食対象者 4,857名（小学校3,106名、中学校1,751名） 給食実施日数 小学校191日、中学校194日 食に関する巡回指導 130回 平成27年度 給食対象者 4,751名（小学校3,080名、中学校1,671名） 給食実施日数 小学校187日、中学校188日 食に関する巡回指導 108回 平成28年度 給食対象者 4,755名（小学校3,111名、中学校1,644名） 給食実施日数 小学校192日、中学校192日 食に関する巡回指導 134回							
9 特記事項		現学校給食センターは、平成26年4月に新築、移転し、ドライシステム方式での業務を開始しました。							

10 総事業費 (千円・人)				26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算		
				346,555		327,337	対前年比(%)	331,756	対前年比(%)	347,186	対前年比(%)	
支出	人件費	正規	人 数	7.74		7.48	96.6%	7.57	101.2%	7.57	100.0%	
			人件費	46,440		44,880	96.6%	45,420	101.2%	45,420	100.0%	
		臨時	人 数	22.18		22.19	100.0%	24.25	109.3%	24.94	102.8%	
			人件費	34,182		32,146	94.0%	34,341	106.8%	40,546	118.1%	
		非常用	人 数	0.00		0.00	0	0.00	0	0.00	0	
			人件費	0		0	0	0	0	0	0	
	合 計			80,622		77,026	95.5%	79,761	103.6%	85,966	107.8%	
	事業費	委託費		491		0	0.0%	0	0	0	0	
		役務費		1,011		967	95.6%	1,232	127.4%	1,262	102.4%	
		需用費		264,168		249,095	94.3%	250,410	100.5%	257,557	102.9%	
		その他		263		249	94.7%	353	141.8%	2,401	680.2%	
合 計			265,933		250,311	94.1%	251,995	100.7%	261,220	103.7%		
財源内訳	一般財源			131,544		121,083	92.0%	122,172	100.9%	131,336	107.5%	
	受益者負担金			213,198		205,330	96.3%	208,676	101.6%	214,932	103.0%	
	国庫支出金			0		0	0	0	0	0	0	
	その他			1,813		924	51.0%	908	96.3%	918	101.1%	
	合 計			346,555		327,337	94.5%	331,756	101.3%	347,186	104.7%	
11 コスト評価				住民一人当たり事業費 2,447 円 受益者一人当たり事業費 25,884円 設備が拡充され消耗品費及び光熱水費等が増加しました。また、安全安心な給食を提供するため、調理員を始めとした非常勤職員の人件費も増加しました。								
12 指標評価	指標 ①			学校給食の残菜率 (%)								
	目標値	(達成度)		1.2	125.0%	1.2	131.9%	1.2	109.1%			
	実績値		0.96	0.91		1.1						
	指標 ②			地産地消率 (%)								
	目標値	(達成度)		44.2	103.6%	46	94.8%	46.4	104.3%			
実績値	45.8		43.6	48.4								
13 事業の評価				①法により市町村義務と定められている。すべて ○ 一部 ②行政関与の必要性が高い。○ 高い 普通 低い ③事業効果が高い。○ 高い 普通 低い ④事業範囲・規模は妥当である。○ 妥当 改善の余地あり ⑤受益者負担は妥当である。妥当 ○ 改善の余地あり ⑥手法は適切である。○ 適切 改善の余地あり								
14 評価の理由				② 安全安心な学校給食の実施に、行政関与の必要性は高いです。 ③ 学校給食によって、1 回に必要な摂取量、栄養価を与えることができるため健やかな成長を促すことができます。 ④ 学校給食法第3条で定める、小中学校の児童又は生徒に対し実施しています。 ⑤ 物価上昇や消費税率の引き上げにより、新材料費が苦しいことから給食単価の見直しが必要です。 ⑥ 自校調理方式と比べ、材料調達、調理、施設管理及び人材管理等、現在の学校給食センター調理方式が安価であり適切です。								
15 事業を		拡大した場合	食に関する巡回指導の回数を増やすことが考えられますが、現職員数ではこれ以上増やすのは難しいため、人件費の負担が増加します。									
		縮小・廃止した場合	学校給食法により、給食の提供が定められており、廃止できません。 食に関する巡回指導の回数を減らした場合についても、事業の目的達成に支障が生じる可能性があります。									
16 想定される代替事業				調理業務委託、配送業務委託								
17 事業の方向性				拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組				学校給食の実施により、児童生徒の健やかな成長や食に関する指導を行うことができ、本事業の目的に沿った運営が行えています。 また、行政が関与することにより、安全で安心な食材の選定や食材の地産地消率の向上にも貢献できます。 今後としては、調理員の事故防止を含め資質の向上を図っていきます。								

事業のアピールポイント

児童・生徒・保護者等が地域の産物を知り、地域に伝わる食文化に触れることで、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高める機会とするため、地産地消率を事業の評価指標としています。地産地消のための献立の工夫を行っており、平成 28 年度については愛知県産の使用が目標値 46.4%に対し、実績値は 48.4%であり、達成率は 104.3%となりました。

給食の献立においては「愛知を食べる学校給食の日」、「地元の旬を味わう学校給食の日」、「学校給食週間」が設定されており、これらに合わせて地元産の食材を取り入れた献立作りを実施しました。6 月は食育月間となっており、6 月 17 日は「愛知を食べる学校給食の日」として、愛知県産の食材を使い、とりめし、アカモク入り肉団子のすまし汁、蒲郡みかんのプチゼリーといった献立としました。とりめしは、東浦町においても生路地区のお祭りなどでよく作られています。アカモクは常滑沖でとれた海藻を刻み、肉団子の中に入れました。9 月は東浦町の巨峰ぶどうを給食でデザートとして提供しています。11 月 18 日は「地元の旬を味わう学校給食の日」であり、愛知県産の食材を使い、にみそ、ニギスフライ、みかんを提供しました。煮味噌とは愛知県の郷土料理であり、季節の野菜を味噌で煮込んだものです。ニギスは渥美半島の外洋で採れる魚です。1 月 23 日から 27 日の学校給食週間では、「郷土料理に親しもう」というテーマで、東浦町や愛知県で昔から伝えられている鶏肉を使用したすき焼きである「ひきずり」のほか、東浦町産の大根のスープ煮等を提供しました。

また、小学校 6 年生、中学校 3 年生の卒業をお祝いして、「卒業バイキング給食」を実施しています。メニューは主食としてうどん、チキンライス、きなこ揚げパン、主菜としてホキフライ、肉団子、鶏カレー風味焼きの他、サラダ、果物、デザート等、それぞれ 3 種類の中から 2 種類を、自分で栄養バランスを考え、自分に合った量を盛り付けるというものです。各メニューに対しカロリーの一覧表を作成し、児童・生徒が自分が摂取したカロリーが分かるようにしています。

今後も、児童・生徒が美味しいと思ってくれる給食を作っていきたいと考えています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員A

- ・ 事業目的が多くあるため、どこに重きを置いているか分かりにくい。
- ・ 地産地消のみならず適地適作と合わせて行えば、メリットもデメリットも補えるのではないだろうか。
- ・ 東浦町の献立表を見たところ「愛知県産の郷土料理です」と記載されており、献立表ひとつ取ってみても自分が学生の頃と随分変わったという印象を受けた。だが、小中学校における献立の記載が平仮名を漢字にただけであり内容に変化は見られなかった。食に関する指導方法も年齢によって違うのであれば、まだまだ改善の余地があるように思える。

住民公募委員B

- ・ 町内全児童の給食を賄っているということで、食中毒防止に関して様々なご苦労・対策をされていることが良く判った。また、食物アレルギー除去食の提供は、大変な気づかいが必要だと思うが、大事な取り組みであり是非とも継続して頂きたい。
- ・ 指標となっている残菜率は、加工や献立面での工夫で極力減らす努力をされているとのことだが、発生してしまった残菜は堆肥化や飼料化等での減量努力も必要ではないか。
- ・ 将来的な業務委託化についての検討視点があったが、配送業務単独での委託化は、食中毒防止の責任区分を明確化する必要性もあり、慎重に検討すべき。
- ・ 地産地消率（特に知多半島産の比率）の向上を図るため、他の知多半島市町と行政区を超えた広域連携で献立を考え、地元産品の利用促進を進めてはどうか。地元地域への経済効果だけでなく、知多半島っ子が同じ献立の給食を食べることで、郷土愛の醸成にもつながって頂きたい。

住民公募委員C

- ・ 給食センターにおいて、軽微ではあったが調理員の事故が発生しており、地域製造業の安全管理手法も参考にして、安全管理面の改善をしてはどうか。（たとえば、ヒヤリハットにおける大事故未然防止の活動や、事故未然防止の為の点検活動など検討）
- ・ 地産品の消費や、地域の食に対しての給食を活用しての取り組みは非常に良いと思う。
- ・ 実際にそれを食す生徒が、どの様に地域で食材が生産されているかを見る機会があってもよいのではと思う。
- ・ 本行為自体は生産者への良い生産への意識の高まりにも影響をするのではと思う。

神山委員

- ・ 「10歳までの味覚形成」「10歳までの自然観形成」等と言われる。「三つ子の魂百まで」と同義である（マクドナルドが安価な子ども向けハッピーセットを提供するのはこのためともいわれている。）。家庭で地域の味を味わえない子もいるだろうから、地域の味を体感していく食育の機会となるのは重要なことである。

- ・ 地産地消と結び付けた試みは続けてほしい。規格外の野菜を地元農家から購入するのも良いと思う。概してこういう話は「美しい」が、それに力を入れすぎると、給食事業というのはどうしても量が必要な事業なので、適時に適切な購入先を確保出来なくなる事例もある。そのため、できる範囲で行ってほしい。
- ・ 他の委員から「民間への運送委託は無理」という発言があったので、それは可能という意味のことを申し上げた。条例や契約の整備により、一般廃棄物収集事業のように、「町の責任を維持する形で」収集運搬事業者に委託することも可能であるからである。
- ・ 給食事業の民間委託については、他の委員から「理念を実施するには直営が良い」といった意見や、安全性を考えて民間委託に反対という意見があった。私は、確かに慎重に考えるべきであると思うが、補充性の観点から、理念を推進できる根幹（安全性、献立、材料調達等の骨子）を要件として実施することとしておけば、事業自体は行政がかならずしも直営すべき事業というわけでもないように思っている。安全性については、民間委託で安全性が損なわれるなら、宅配弁当サービス事業や、民間の介護サービスも成立しないことになる。運用の仕方ではないのか。そう考えると、地産地消の産品等は、民間としての方がフレキシブルな契約がしやすく、地元で地産地消の第六次産業を展開できた事例もある。決してデメリットだけではないと思う。多くの自治体が給食事業を民営化して支出削減を図っており、そうした事例を検討すべきであらう。

小松委員

- ・ 安全面や衛生面、また地産地消の推進、そして児童にとって楽しい給食の提供などについて、大変しっかりと事業が進められていると感じた。
- ・ 残菜率について、大変低い数字となっているが、これは他の自治体も同様なのかについて知りたい。

高野委員長

- ・ 大規模なセンターがしっかり運営されており、高く評価できる。地産地消や食べ残しの少ないような献立の工夫がされている。今後は外部委託の可否について検討する時期もあるかと思うが、特に調理業務の委託については慎重に検討してほしい。

- (6) アフタースクール運営事業
施策：子どもの居場所づくり

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）									
						2 担当課	生涯学習課		
1 第5次 総合計画	2節	第1項 次世代育成	推進 施策	(3) 青少年の健全育成		関係課	学校教育課・児童課		
3 基本事業の方針		項番・表題	2 子どもの居場所づくり				総合計画書 掲載ページ	91	
		地域の子供たちの魅力ある遊び場となり、親のネットワークづくりの場として利用されるよう、つどいの広場等の充実を図ります。 子どもたちが、放課後などに安心して過ごすことのできるアフタースクールや児童クラブを運営し、魅力ある子どもの居場所を提供します。 家庭、地域、行政が連携し、体験活動などを通して、青少年活動の中心となる人材育成を図ります。 児童館と地域が連携して子どもの居場所づくりや青少年の健全育成を行う体制づくりを進めます。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	子どもたちにとって、安全で安心できる居場所があり、地域の方の参画を得て子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動など、地域住民との交流活動が実施されることにより、地域社会の中で心豊かに健やかに育ちます。							
	達成するた めの取組	児童館運営事業（児童クラブ） アフタースクール事業 ジュニアリーダー事業							
5 基本成果指標				単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
児童館利用者数				人	114,678	134,000 139,995	104.50%	134,000	134,000
ジュニアリーダー主体の行事開催件数				件	—	11 11	100.00%	11	11
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業							（構成個別事業数	5	事業）
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	児童館運営事業		延利用者数（人）	120,501	122,127	124,967	128,803	141,505	139,995
			—						
2	アフタースクール事業		加入児童数（人）	298	261	308	313	299	385
			—						
3	ジュニアリーダー育成事業		参加者数（人）	—	—	43	45	35	20
			—						
4	児童クラブ事業		児童クラブ在籍人数（人）	3,042	3,202	3,117	3,484	4,003	4,485
			—						
5	児童館母親クラブ(補助事業)		補助額（千円）	312	312	312	312	312	312
			—						
6	児童館維持管理事業		備品購入費（千円）						1,034
			—						
7	児童館施設整備事業		改修工事費（千円）						12,184
			委託料（千円）						378
8	—								
9	—								
10	—								

めざす姿の達成度	達成度評価	高い	○	普通	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)					
7		放課後や学校休業日、留守家庭児童等の受け入れは、石浜西児童館を除きほぼ定員数で推移しており、適正な運営ができています。 また、親子で活動できる場や地域での交流についても提供できています。 利用人数に変動はありますが、児童館運営・児童クラブ事業やアフタースクール事業等を実施することにより、子どもたちの安全で安心な居場所づくりができています。				
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	アフタースクール - 各小学校で週2日の活動を行っています。より多くの児童が参加しやすい環境を作る必要があります。 - 国の「放課後子ども総合プラン」により、児童クラブとの一体型もしくは連携型での実施を検討する必要がありますが、受入学年の拡充による定員の増加や、それに伴う空き教室の確保などが課題となっています。 児童クラブ - 対象児童を6年生まで拡充する必要がありますが、実施場所が狭いため実施場所の確保が必要です。 - 児童館に勤務する非常勤職員が不足しており、募集をしても集まらないことが課題です。				
9	今後の方針及び具体的な取組内容	- アフタースクール事業と児童クラブ事業を連携する等より安全で充実した子供たちの居場所づくりに努めます。 - 児童クラブ事業は教育委員会、小学校と協議を続けながら、児童館外での児童クラブの実施も含め検討します。また、児童館の定員を見直すなど、受け入れできない児童を発生させないように努めます。 - 放課後児童支援員補助の方の賃金の見直しを図ります。 - ジュニアリーダー育成事業は、地域を超えた交流や体験活動により人材育成が見込まれるため継続して事業を行います。				

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度:平成 28 年度)

総合 計画	2 節 第1項 次世代育成	推進 施策	(3) 青少年の健全育成	平成 28 年度 予算	10 款 1 項 3 目
	基本事業の方針	2 子どもの居場所づくり			
事業番号	6	担当課	教育 部	学校教育 課	学校教育 係
1 予算の小事業名	義務教育振興一般管理費	2 個別事業名	アフタースクール運営事業		事業開始年度 平成19年度
3 事業の背景	子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、文部科学省は平成16年度から平成18年度まで「地域子ども教室推進事業」を実施しました。 その後、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」が連携して行うとの合意があったため、平成19年度より「放課後子どもプラン」として「放課後子ども教室推進事業」が創設されました。これに基づき、アフタースクール事業を実施しています。				
4 事業の目的	児童を取り巻く環境の変化に対応するため、放課後の安心・安全な居場所をつくり、地域の大人たちによって児童の様々な体験・交流活動を支援して、自主性・社会性・創造性などを育てていくことを目的としています。				
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	放課後子ども総合プラン（国） 放課後子どもプラン推進事業等実施要綱（国） 町長政策策Ⅱ推進計画 東浦町アフタースクール推進事業運営委員会設置要綱				
6 関連事業	放課後子ども教室推進事業（国） 児童クラブ事業（児童課）				
7 具体的な 実施内容 （事業概要・評価対象年度における取組、実績等）	平成28年度はコーディネータ1名、教育活動推進員8名、教育活動サポーター2名で運営しました。 【活動内容】 ・子どもの興味・関心をひきつける多様なプロジェクトを提供する。 ・子どもたちの学習習慣を身につけるため、学習活動の支援・指導をする。 ・児童の社会性の高揚を図るため、異学年との自由遊びや地域の大人（ボランティア）の指導による体験活動などを行う。 ・ポルトガル語教室を開催する。 【対象児童】 小学校4年生～6年生の参加希望者 【主な講座】 卓球教室、クラフト、アニマルセラピー、七夕飾り・おやつ作り、読書感想文、ポスター講座、習字講座、将棋講座、米料理、スポーツ講座など 【参加費】 無料 【開設校、曜日、時間】 藤江小、生路小、片鶴小、石浜西小・・・月、火 15：00～18：00 緒川小、卯ノ屋小、森間小・・・木、金 15：00～18：00				
8 事業実績 （H26～28年度）	<加入児童数> 平成26年度 313人 平成27年度 299人、平成28年度 385人 <参加延べ人数> 平成26年度 8,481人 平成27年度 8,999人 平成28年度 10,477人 <参加率> 平成26年度 3.69% 平成27年度 3.32% 平成28年度 3.67%				
9 特記事項	平成26年度に厚生労働省、文部科学省から「放課後子ども総合プラン」が出され、児童クラブとの一体型もしくは連携型への検討を行っています。				

10				総事業費 (千円・人)		26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算							
						11,366		11,446		対前年比(%)		12,257		対前年比(%)		14,463		対前年比(%)	
支出	人件費	正規	人数	0.11		0.11		100.0%		0.15		136.4%		0.19		126.7%			
			人件費	660		660		100.0%		900		136.4%		1,140		126.7%			
		臨時	人数	4.85		4.20		86.6%		4.35		103.6%		4.35		100.0%			
			人件費	9,053		9,114		100.7%		9,828		107.8%		11,549		117.5%			
		有償 活用	人数	0.00		0.00		0		0.00		0		0.00		0			
			人件費	0		0		0		0		0		0		0			
	合計				9,713		9,774		100.6%		10,728		109.8%		12,689		118.3%		
	事業費	委託費			1,050		1,050		100.0%		812		77.3%		812		100.0%		
		役務費			287		303		105.6%		285		94.1%		273		95.8%		
		社会保険料			316		319		100.9%		432		135.4%		689		159.5%		
その他			0		0		0		0		0		0		0				
合計			1,653		1,672		101.1%		1,529		91.4%		1,774		116.0%				
財源内訳	一般財源			5,256		5,132		97.6%		5,965		116.2%		9,673		162.2%			
	受益者負担金			0		0		0		0		0		0		0			
	国庫支出金			6,110		6,314		103.3%		6,292		99.7%		4,790		76.1%			
	その他			0		0		0		0		0		0		0			
	合計			11,366		11,446		100.7%		12,257		107.1%		14,463		118.0%			
11 コスト評価				住民一人当たり事業費 244 円 加入児童一人当たり事業費 31,836円 受益者 平成28年9月30日 アフタースクール加入者数 385人															
12 指標評価	26年度			27年度			28年度												
	指標 ①			加入率 (%)															
	目標値		(達成度)	30		70.4%	30		67.5%	30		89.8%							
	実績値			21.12			20.24			26.94									
	指標 ②			—															
	目標値		(達成度)			0			0			0							
実績値																			
13 事業の評価				①法により市町村義務と定められている。						すべて		一部		○		いいえ			
				②行政関与の必要性が高い。						○ 高い		普通				低い			
				③事業効果が高い。						高い		○ 普通				低い			
				④事業範囲・規模は妥当である。						○ 妥当		改善の余地あり							
				⑤受益者負担は妥当である。						○ 妥当		改善の余地あり							
				⑥手法は適切である。						適切		○ 改善の余地あり							
14 評価の理由				② 学校で活動を行ううえでは、行政関与が必要です。															
				③ 子どもの居場所づくりとして適切です。															
				④ 多くの児童が参加しやすい環境を作る必要があります。															
				⑤ 講座参加のための材料費等の一部負担があるため妥当です。															
				⑥ 国が新たに制定した「放課後子ども総合プラン」により、児童クラブとの一体型もしくは連携型への移行を検討する必要があります。															
15 事業を				拡大した場合 多くの児童が参加できる環境を整える必要があります。															
				縮小・廃止した場合 子どもの放課後の居場所がなくなり国の施策に反します。															
16 想定される代替事業																			
17 事業の方向性				拡大 改善 現状維持 ○ 縮小 廃止															
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組				各小中学校で週2日の活動を行っています。より多くの児童が参加しやすい環境を作る必要があります。 「放課後子ども総合プラン」により、児童クラブとの一体型もしくは連携型への検討する必要があります。児童クラブの受入学年の拡充による定員の増加、部員の確保、支援員の配置などが課題となっています。各地区ごとの対応とすることも含めて検討する必要があります。															

事業のアピールポイント

アフタースクールのアピールポイントは7点あります。1点目として、アフタースクールでは、参加したらまず学校の宿題や学習に取り組ませることの習慣化を図っており、全ての学校で定着しています。

2点目に、珍しいボードゲームやスポーツ備品の充実に伴い、学習後に室内で楽しく遊んだり、体育館や運動場で元気に遊んだりする姿が多く見られ、より良い子どもの集団づくりができています。

3点目に、地域の講師や多くのボランティアの活動を通して子どもの居場所づくりや社会性の育成が果たせています。

4点目に、日頃、あまり体験できない体育的・文化的な活動について多くの講師の協力により体験活動の充実や創造性の成果が果たせています。

5点目に、夏季休業中に行ったポスター、習字、読書感想文講座は児童に大変好評でありました。

6点目に、学校の協力により、学校の施設設備が有効に活用でき、児童の指導や怪我の支援など学校との協力体制が整っています。

最後に7点目ですが、コーディネーター、教育活動推進員が児童のために新しい講座やスポーツ、遊びを取り入れることをさらに常に考えていただき、更に子供の成長に役立つ活動を目指しています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員 A

- ・ アフタースクール事業が始まって 10 年近く経つが、児童クラブでもなく学習塾でもない立ち位置はどの程度認知されているのだろうか。
- ・ 対象児童を比較的高学年にしている理由は何か。
- ・ 学年ごとの参加率はどうなっているのか、低学年の参加率が低い、もしくは高学年の参加率が低いのであればそれぞれのニーズに合った内容を考えるべきではないだろうか。
- ・ 参加している児童のうち、いつもいる児童とたまにいる児童の違いは何か。
- ・ 他の小学校へ行くことは可能なのだろうか。そうすることで開設日が増え、より多くの児童が参加しやすくなるように思える。

住民公募委員 B

- ・ 地元の卯の里小学校でのアフタースクールと、緒川新田児童館を見学させて頂いた。子供の居場所づくりということで、大事な取り組みだと感じた。
- ・ 今後の方向性について国のプランが出されているとのことだが、少子化による空き教室の活用や児童館の老朽化への対応、また親御さんの安心感の観点からも、通っている小学校を拠点とした児童クラブとの一体型での運営が望ましいのではないかと。
- ・ ただ、両者の活動の意味合いや運営方式が大きく異なっていることから、まずはモデル地区で試行し、具体的な課題抽出をして全町に展開するステップが良いと考える。

住民公募委員 C

- ・ 働き方の社会的な変化も発生しており、女性のさらなる雇用増大なども関与し、本事業は重要な事業と考える。
- ・ 今後ボランティアの方の参加が容易でなくなることも考えられ、ボランティアの方々のモチベーション向上や、ボランティアの方が集まっていただける契機づくりの検討をする必要があると考える。

神山委員

- ・ 自身も、大学院生のときにゼミ学生たちと、大学のない市町にボランティア家庭教師で行っていて喜ばれた経験がある。しかし、2 年目は事情も変わり行えなかった。ボランティアをどう組織立てて育てていけるかということが大事だと思う。
- ・ 放課後に 4 年生以上の児童が雨の日に児童館に行くというのは、それなりに時間もかかるし途中で事故に合うリスクも増すと思う。そのため、小学校の空き教室を利用する方法、つまり小学校を複合施設化することも考えてよいのではないかと。小松先生のおっしゃった「居場所創り」とすれば、児童館が、各校区に二つあってもいいので（「小学校と、もともとの児童館と」の意味）、モデルケースからはじめてもよいのではないかと。

小松委員

- ・ 本事業自体については問題ないが、居場所とは本人がそう感じているかどうか重要であり、行政は居場所となり得る場所や機会を多様に用意し、子どもたちが選択できる状況をつくってあげられるかが、町としての子どもの居場所づくり事業であろう。その意味で、数値化できる現在の指標での結果に惑わされず、子どもたちの居場所が多様に用意されているかの視点を忘れないでほしい。
- ・ その点で、児童館や図書館、学童保育所など同様のプログラムを実施している施設、部局と同列に並べて、確認する必要がある。
- ・ 週 2 日の開催は適切という親の意見があったが、子どもたちの意見や、開催日以外の子どもの放課後の過ごし方が気になった。

高野委員長

- ・ アフタースクール事業は、多様なプログラムが準備され、参加児童も多く、高く評価できる。親の立場から見れば、児童クラブと同様に放課後を見てほしいということだと思うので、児童クラブとの連携、一体化について、親の意見を聞きながら進めてほしい。

(7) 多文化共生事業

施策：多文化共生の推進

平成 29 年度 施策 評価 表 (評価対象年度:平成 28 年度)

					2 担当課	協働推進課		
1 第5次 総合計画	5節	第1項 共生・協働	推進 施策	(4) 共生・交流	関係課	全課		
3 基本事業の方針		項番・表題	1 多文化共生の推進			総合計画書 掲載ページ	180	
		定住外国人が役場及び外国人相談所において安心してサポートを受けられるようにするため、複数の言語に対応できる言語サポート職員体制を構築するとともに、外国人に対する母国語での生活情報の提供等により、定住外国人の生活環境の向上を図ります。						
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	本町で生活するすべての外国人が、安心して地域で生活できるようになっています。						
	達成するた めの取組	定住外国人が安心してサポートが受けられるよう、役場等に言語サポート職員の配置します。日本語教室（にほんごひろば）を開催し、日本の文化、習慣等にふれあう機会を提供します。						
5 基本成果指標			単位	H21	H28		H29	H32
				目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
日本語教室の開催数			回		24 24	100.0	24	48
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業			(構成個別事業数		1	事業)		
No.	個別事業名	事業実績						
		実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	多文化共生事業	外国人生活相談件数（件）	1,304	1,482	1,491	2,007	2,180	2,683
		日本語教室参加者（人）	31	153	176	165	157	250
2	—							
3	—							
4	—							
5	—							
6	—							
7	—							
8	—							
9	—							
10	—							

7	めざす姿の達成度	達成度評価	○	高い		普通		低い	
		評価理由 (達成状況・成果等)	外国人生活相談件数は、年々増加しており、制度の周知ができてきています。日本語教室の参加者数も増加しています。						
8	めざす姿を達成するための問題点、課題		外国人生活相談員のニーズが、年々高まっているため、さらなる人員の確保が必要になってきています。 また、定住外国人に対する直接的なサポートだけでなく、地域住民のみなさんに対する啓発活動をすすめる、地域での受け入れ体制を構築することが重要です。						
9	今後の方針及び具体的な取組内容		外国人生活相談員の増員などにより、定住外国人のサポート体制を充実します。 また、地域住民のみなさんが文化の違いを理解し、地域で受け入れる体制を構築するため、日本語ボランティア養成講座の多文化共生コースの充実を図ることなどにより、多文化共生社会の実現を目指します。						

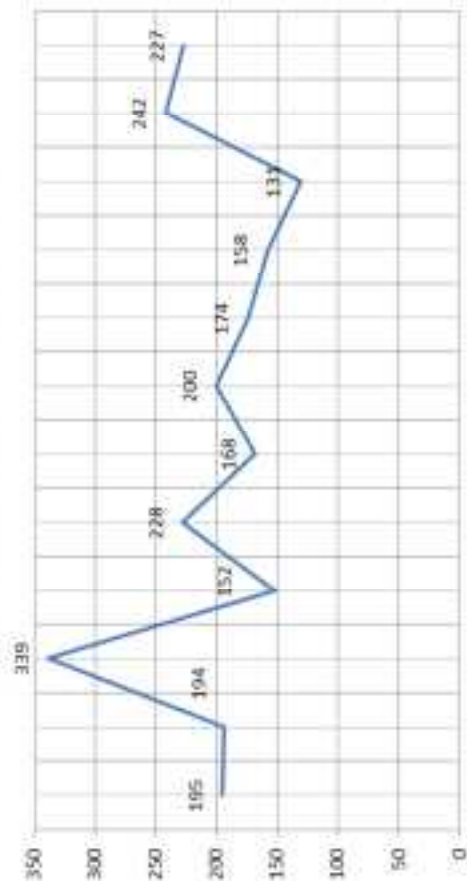
平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度:平成 28 年度)

総合 計画	5 節 第1項 共生・協働	推進 施策	(4) 共生・交流	平成 28 年度 予算	2 款	1 項	7 目
	基本事業の方針 1 多文化共生の推進						
事業番号	7	担当課	企画政策 部	協働推進 課	協働推進 係		
1 予算の小事業名	多文化共生事業費	2 個別事業名	多文化共生事業		事業開始年度 不明		
3 事業の背景	地域社会の国際化が進む中、本市においても約1,400人の外国人が住んでいます。本市に在住、在勤、在学する外国人がより暮らしやすい環境をつくるため、外国人生活相談員の設置や日本語教室の開催等、外国人に対する言語サポートの確立はもちろん、啓発講座等により、その基礎となる「多文化共生」について理解を促進する必要があります。						
4 事業の目的	定住外国人が役場および外国人相談所において安心してサポートを受けられるようにするため、言語サポート職員体制を構築するとともに、外国人に対する母国語での生活情報の提供等により、定住外国人の生活環境の向上を図ります。 日本の慣習等についての経験や日本語にふれあう機会の提供を図り、言葉の壁により地域から孤立しがちな外国人も、地域に住む住民として主体的に生活できる社会を目指します。						
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—						
6 関連事業	日本語連立教室、愛知県国際交流協会日本語教室受託事業						
7 具体的な 実施内容 (事業概要・評価対象年度における取組、実績等)	○外国人言語サポート事業 外国人生活相談員2名（ポルトガル語、英語・タガログ語）を役場の窓口配置し、在住外国人に対し、通訳を通じた生活支援を実施しています。 【ポルトガル語】 ・役 場 月曜日・金曜日 午前8：30～午後5：00 水曜日 午前10：30～午後7：00 木曜日 午後1：00～午後5：00 ・県営東浦住宅集会所 木曜日 午前8：30～12：00 【英語・タガログ語】 ・役 場 月曜日～金曜日 午後1：00～4：00 ・学 校 月曜日～金曜日 午前9：00～12：00 ○日本語教室（にほんごひろば）の開催 日常会話やコミュニケーションが円滑に図れるよう、在住外国人の日本語の学力・会話能力を向上させるために実施しています。 ボランティア団体「にほんごひろば」に業務委託し、年間24回開催しました。 ○日本語ボランティア養成講座の開催 現在活動している日本語ボランティアの教授能力の向上と、新たな人材を発掘するために実施しています。 基礎コース（7回）、実践コース（5回）、多文化共生コース（5回） ボランティア団体「にほんごひろば」に業務委託し開催しました。 ○多言語情報誌「かけはし」の発行（4回） 本市の行政情報を、日本語・ポルトガル語・英語対応の情報誌として発行しています。						
8 事業実績 (H26～28年度)	○日本語教室参加者数（延べ人数。年間24回開催。） 【平成26年度】165名 【平成27年度】157名 【平成28年度】250名 ○日本語ボランティア養成講座参加者数（延べ人数） 【平成26年度】44名 【平成27年度】61名 【平成28年度】47名 ○外国人生活相談件数 【平成26年度】2,007件 【平成27年度】2,180件 【平成28年度】2,683件						
9 特記事項	本市における外国人住民人口は、国籍別で、ブラジル、中国、フィリピンの順に多くなっています。したがって、ニーズの高いポルトガル語、英語・タガログ語対応の外国人相談員を設置しています。なお、中国国籍の方は、企業研修生等が多く、企業からの言語サポートが充実しているため、中国語対応の外国人相談員を設置していません。						

10 総事業費 (千円・人)				26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算			
支出	人件費	正 規	人 数	0.32	0.20	62.5%	0.20	100.0%	0.20	100.0%	0.20		
			人件費	1,920	1,200	62.5%	1,200	100.0%	1,200	100.0%	1,200		
		臨 時	人 数	1.50	1.50	100.0%	1.50	100.0%	1.50	100.0%	1.50		
			人件費	2,755	2,750	99.8%	2,854	103.8%	3,058	107.1%	3,058		
		専 用	人 数	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計			4,675	3,950	84.5%	4,054	102.6%	4,258	105.0%	4,258		
	事業費	需用費		15	21	140.0%	13	61.9%	15	115.4%	15		
		委託料		413	540	130.8%	608	112.6%	608	100.0%	608		
		負担金		23	23	100.0%	26	113.0%	28	107.7%	28		
		その他		448	449	100.2%	452	100.7%	514	113.7%	514		
		合 計		899	1,033	114.9%	1,099	106.4%	1,165	106.0%	1,165		
財源内訳	一般財源			5,574	4,983	89.4%	5,153	103.4%	5,423	105.2%	5,423		
	受益者負担金			0	0	0	0	0	0	0	0		
	国県支出金			0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他			0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 計			5,574	4,983	89.4%	5,153	103.4%	5,423	105.2%	5,423		
11 コスト評価				住民一人当たり事業費 102 円 ・非常勤職員（外国人生活相談員）の人件費が総事業費の約5割を占めていますが、必要性の高い経費と考えます。 ・町内在住外国人一人当たり相談回数：1.9回（9月末町内在住外国人人口 1,400人） 町内在住外国人一人当たり事業費：3,681円									
12 指標評価	指標 ①			26年度		27年度		28年度					
	日本語教室の開催数（回）												
	目標値	(達成度)		24	100.0%	24	100.0%	24	100.0%				
	実績値		24		24		24						
	指標 ②			—									
13 事業の評価	目標値			0		0		0					
	実績値												
	①法により市町村義務と定められている。					すべて		一部		○ いいえ			
	②行政関与の必要性が高い。					○ 高い		普通		低い			
	③事業効果が高い。					○ 高い		普通		低い			
14 評価の理由	④事業範囲・規模は妥当である。					妥当		○ 改善の余地あり					
	⑤受益者負担は妥当である。					妥当		改善の余地あり					
	⑥手法は適切である。					適切		○ 改善の余地あり					
	② 外国人も地域住民の一員であり、国籍や使用言語が違う外国人にも日本人と差異のない行政情報を提供していくことは、行政の責務であり行政関与の必要性は高いです。												
	③ 外国人生活相談及び日本語教室は、利用件数が増加しており外国人住民のみなさんのニーズが高いです。												
15 事業を	拡大した場合			外国人住民のみなさんのニーズと地域のニーズに即した事業等を新たに実施していくことにより、外国人住民のみなさんが安心して生活を送るためのまちづくりにつながります。									
	縮小・廃止した場合			外国人住民に対する行政サービスの低下のみならず、排他的な地域との印象を植え付けかねません。全体的な転入者の減少につながります。									
	16 想定される代替事業			—									
17 事業の方向性				拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	
18 総括評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組				外国人生活相談員の配置については、ニーズが年々高まっていることから、さらなる人員の確保が必要になってきています。また、外国人住民のみなさんに情報を広く周知するため、紙による媒体だけでなく、他にSNSなどの電子媒体と組み合わせて発信していく必要があります。									

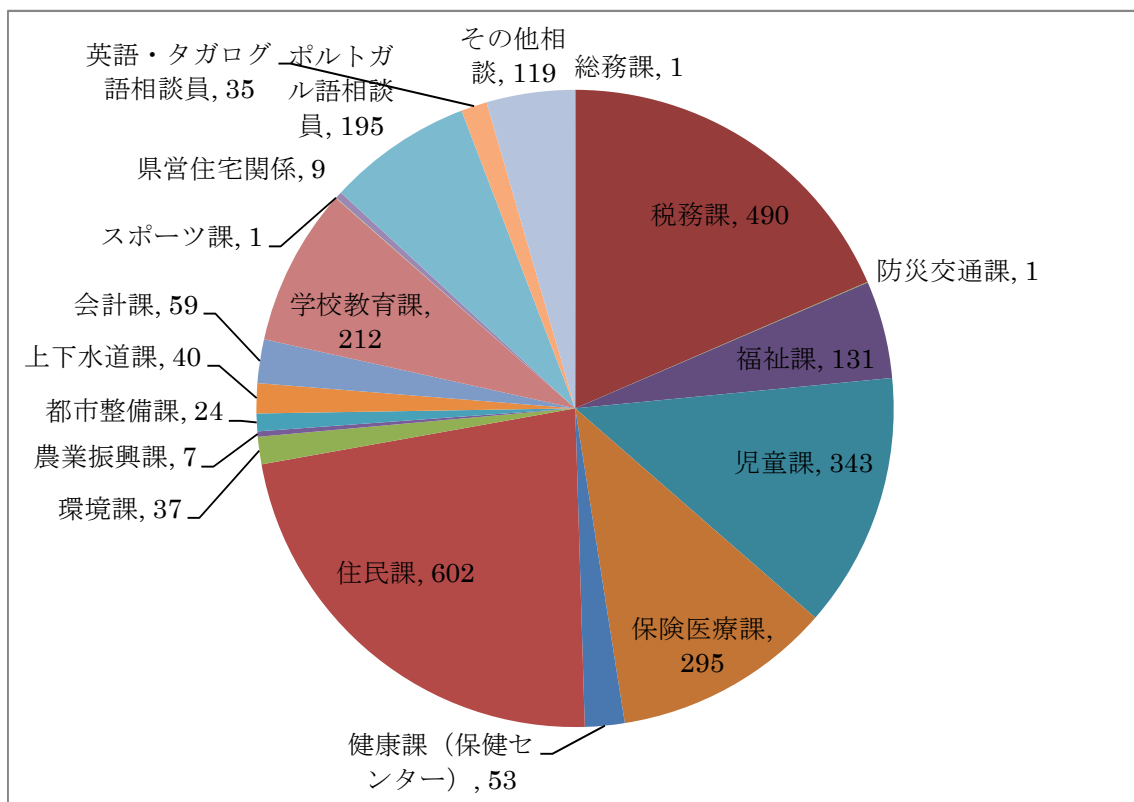
平成28年度外国人相談件数			年間		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ	ポ	英・タ
役場	総務課	1	1	0					1																			
	税務課	490	440	50	24	3	34	3	80	10	25	3	33	3	34	3	44	5	40	2	28	1	20	2	37	9	41	6
	防災交通課	1	1	0	1																							
	福祉課	131	115	16	6	1	11		9	1	5	1	10	1	15	4	9	1	12	1	4	2	3	1	12	4	19	
	児童課	343	302	41	27	3	27	2	52	10	13	2	41	2	13	2	22	7	22	5	24	1	25	4	19	2	17	1
	保険医療課	295	271	24	30	3	24	1	24	4	18	2	30	2	24	1	31	4	15	2	19	10	2	28	3	18	2	
	健康課(保健センタ－)	53	48	5	5		1	1	3				3		6		5		2		4	4	6		10		3	
	住民課	602	544	58	63	4	56	5	68	13	41	2	52	5	27	2	51	8	42	8	36	27	1	40	7	41	3	
	環境課	37	37	0	3		6		2		3		7		2		1		2		1				3			
	農業振興課	7	7	0							1																	
	都市整備課	24	22	2	5		1		1		1		9		1				3		2		1					
	上下水道課	40	36	4	3		3	1	3		3		6		1		6	1	5	1	4		2		1	1	2	
	会計課	59	59	0	3		5	7		3		3	4		7		6		5		3		2		3		11	
	学校教育課	212	205	7	11	1	11		39	4	22		11		7		7	1	15		19		16		26		21	1
集会場	スポーツ課	1	1	0			1																					
	県営住宅関係	9	9	0			1		1				1				3				1		2					
	ポルトガル語相談員	195	195	0	12		11	39		16		19		16		9		6		10		13		26		18		
	英語・タガログ語相談員	35	0	35		1		3		7		2		5		4		3		5		1		1		3		
	その他相談	119	115	4	2	1	5	5	2	1		2		2		15		6		5		4	1	35		33		
	小計	2654	2408	246	195	17	194	15	339	53	152	12	228	15	168	16	200	30	174	24	158	8	131	13	242	27	227	16
	自治会	16	16	0	1			2			1						4		1		2		1		4			
	県営住宅業務所	2	2	0							1						1											
	県営住宅管理事務所	9	9	0				1					2									2		4				
	相談員	1	1	0									1															
その他	1	1	0										1															
小計	29	29	0	1	0	0	0	3	0	2	0	4	0	0	0	5	0	1	0	2	0	3	0	8	0	0	0	0
合計	2683	2437	246	196	17	194	15	342	53	154	12	232	15	168	16	205	30	175	24	160	8	134	13	250	27	227	16	16

外国人相談件数(ポルトガル語)



外国人相談件数(英語・タガログ語)





事業のアピールポイント

本町では平成 15 年からポルトガル語、平成 20 年から英語・タガログ語の外国語相談窓口を設置しています。平成 20 年度から 24 年度の 5 年間は、リーマンショックの影響などによる外国人住民の減少もあり、相談件数は減少傾向にありましたが、平成 25 年度以降は外国人住民は増加傾向にあり、相談件数も増加しています。

相談内容については、日本での子供の育て方等、家庭生活に関する相談もありますが、各課の窓口における通訳も含まれており、住民課・税務課・児童課の業務に係る通訳・相談件数が多くなっています。いずれも住民票の交付や転入・転出に係る手続き、国民健康保険税等の税金の支払い相談、児童手当の申請手続き等生活に係るサービスを母国語で安心して受けることができます。

また、本町では保健センターや子育て支援センター等の出先機関からの依頼による外国人相談員の派遣も行っています。出先機関における相談内容としては、子どもの発育や発達に関するものが多く、言葉が分からないことに対する不安を抱く方が多いものと思われます。外国人相談員を派遣することで、健診に来られた方や、子どもの発育に関する不安が少しでも解消できるよう努めています。

今後も、地域に住む生活者としての外国人が安心して生活できるよう取り組んでいきます。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員 A

- ・ 多文化共生とはお互いの国のことを理解し合う意味にもかかわらず、話を聞いていると、どちらかというと日本の文化・マナーを押し付けている印象を受けた。せっかく町内で国際交流が可能であるのだから有効に活用すべきではないだろうか。
- ・ 町内における外国人がさらに増加することが見込まれるのであれば在住外国人が多い政令指定都市などが抱える問題点を参考にしながら、そうならないための未来を見据えたサポートをすべきではないだろうか。
- ・ 町内には 1,400 名もの外国人が住んでいるにもかかわらず日本語教室の参加者が少ない。
- ・ 紙媒体で伝えようとするのは日本の国民性であるように思えるため、国ごとに合った伝え方をすべきではないだろうか。

住民公募委員 B

- ・ 定住外国人の生活環境の向上に取り組まれていることは、良く判った。
- ・ 隣の大府市では、ここ数年でベトナム人居住者が急増し、ブラジル人居住者数を超えて最多国になったと聞いた。今後、東浦町でも外国人居住者の構成等が変化してくることも考えられるが、その対応として相談員を単純に増加させていくのはあまり効率的でない。
- ・ 昨今の「情報通信技術（ICT）」の進展で、様々な言語に対応する翻訳ツールが利用出来る時代になっており、事務的な窓口での一次対応手段として活用を検討すべき。
- ・ 対面での相談対応等については、全てを町単独で人員確保するのではなく、近隣市町でも同じ課題を抱えていることから、行政区を超えた広域連携もしくは民間委託での対応を検討すべき。

住民公募委員 C

- ・ 長期間居住している外国人の方々と、居住を開始した同国の居住者と交流の機会をもつことができないか。
- ・ 生活を開始してからの困り事や解決方法などは、比較的類似していることもあると考えられ、町での支援は必要と考えられるが、その様な機会をつくることも検討してみても感じる。

神山委員

- ・ 事業の名称の大きさに比して、言語サポートのみである。他には何をしているのか？（企画セクションに置かれているということもあり、模索中かと思われるが、）大いに地域の特色を考えながら模索してほしい。
- ・ 町という自治体でのサポートとなると住所地が一つの要件になる。それがない人や適正ではない人へのサポートを考えてほしい。特に、不法な行為をした大人にふりまわされる「子ども」に関しては、教育含めサポートが適切に受けられるようにしてほしい。

い（後ほど課長さんから、サポートをしている事例をうかがった。引き続き適時的確に対応して欲しい。）。

小松委員

- ・ 外国籍住民の言語の習得やその支援に重点が置かれていたが、子どもたちの学校への適応や、日常生活における近隣との良好な関係づくりなど対応すべき課題は多い。しかし、外国籍世帯の不安定な居住期間の問題などもあり、一自治体で対応するには限界もあろう。近隣市町村との広域連携による対応も検討してはどうか。
- ・ また外国籍住民の増加を「課題」として捉えるのではなく、国際的な視野を養う「契機」として捉えることも発想も重要。実際に、外国籍児童が多い学校では国際理解を深める学習が行われているようであり、そのような学校の子どもたちは様々なことを日常的に、また無意識のうちに学んでいると思う。

高野委員長

- ・ 大人の外国人住民が役場で手続きや相談などをするものの言語サポートなどはしっかりできており、この点は高く評価できる。また外国籍の子どもへのサポートも石浜西小、東浦中でしっかりできている。協働推進課と学校教育課がしっかり連携して、大人（親）と子ども双方への総合的なサポートを進めるとよい。日本人の住民が近くに住む外国人と交流し、その文化を学ぶ機会があれば、東浦町の魅力を高めることになると思うので、進めていただきたい。

- (8) 自然環境学習の森運営事業
施策：里山の保全

平成 29 年度 施策評価表（評価対象年度：平成 28 年度）

					2 担当課	環境課			
1 第5次 総合計画	3節	第1項 環境共生	推進 施策	(4) 自然環境保全	関係課	都市整備課			
3 基本事業の方針		項番・表題	3 里山の保全			総合計画書 掲載ページ	113		
		里山の保全活動が継続的に行われ、幅広い世代が共同で活動できるように、ボランティアの養成、指導者の育成に努めるとともに、普及啓発やだれもが参加しやすい活動を実施するなど、里山活動の充実を図ります。							
4 めざす姿	誰(なに)が どうなる	自然環境学習の森では、住民やボランティア団体が持続的な里山保全活動を行い、地域に親しまれる里山となっています。							
	達成するた めの取組	自然環境学習の森の保全活動を行っている「保全・育成の会」の活動支援や施設管理を行います。							
5	基本成果指標			単位	H21	H28		H29	H32
					目標 実績	目標 実績	達成度 (%)	目標	目標
—									
—									
6 「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業					(構成個別事業数	1	事業)		
No.	個別事業名		事業実績						
			実績名(単位)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	自然環境学習の森運営事業		保全活動参加者数(人)	651	638	846	1,277	976	938
2	—								
3	—								
4	—								
5	—								
6	—								
7	—								
8	—								
9	—								
10	—								

7 めざす姿の達成度	達成度評価	高い	普通	○	低い	
	評価理由 (達成状況・成果等)	保全活動は、「保全・育成の会」が中心になって行っています。施設整備により仮設トイレの設置や水道の整備、委託による定期的な通路や広場の草刈・補修等を実施し、環境学習の参加者は年々増加傾向にあります（H26：90名、H27：113名、H28：210名）。 また、竹林内には、以前に伐採された竹が山積みになっており、処理方法を検討しましたが、決定していません。				
8	めざす姿を達成するための問題点、課題	保全活動者は、一部の会員によることが多いことや一部の部会では、保全活動参加者の減少により活動が縮小しています。里山の保全活動の充実を図っていくためには、幅広い活動の展開が必要です。 また、竹林の整備を進めるためには、以前に伐採され山積みとなっている竹の処理を行うことが必要です。				
9	今後の方針及び具体的な取組内容	「東涌自然環境学習の森基本計画（見直し版）」を推進するため、住民や事業者、活動団体と協働して保全活動を進めていきます。 活動団体等が保全活動を行いやすい環境をつくるため、保全活動に使用する物品や道具の配備、施設内の通路や階段等の草刈・補修を行い、竹林内に伐採され山積みになっている竹の処分を進めていきます。また、保全・育成の会とは、定期的に話し合いを行う場を設け、情報の共有と意見交換を行うなど、引き続き協働による保全活動を進めていきます。 なお、保全・育成の会と協力し、イベントや環境学習への参加者を増やし、一定数（保全活動、イベント、環境学習の参加者数：5,000名）に達すれば環境学習や施設の管理等の拠点とする建物の整備を検討していきます。				

平成 29 年度 事業 評価 表 1 (評価対象年度：平成 28 年度)

総合 計画	3 節	第 1 項	環境共生	推進 施策	(4)	自然環境保全	平成 28	年度 予算	4	款	1	項	5	目																												
	基本事業の方針		3 里山の保全																																							
事業番号		8			担当課		生活経済 部		環境 課		環境保全 係																															
1 予算の小事業名		自然環境学習の森運営事業費			2 個別事業名		自然環境学習の森運営事業			事業開始年度 平成19年度																																
3 事業の背景		新池周辺は、昔から人が生活の場として利用することで造り上げてきた里地里山であり、多様な生物が生息する水と緑に恵まれた場所です。しかし、社会構造の変遷や生活様式の変化により人の手が入らなくなったため、山には竹が繁茂し、水田では農作の放棄による湿地・草畑化した土地が増えていることで、里地里山環境が荒廃し、その環境（昔から残る東浦町の景観等）が失われています。そこで、新池周辺を東浦自然環境学習の森として里地里山環境の再生・保全・活用を目指します。																																								
4 事業の目的		東浦自然環境学習の森は、里地里山環境が残る場所であり、多様な生き物を育む場、人と自然がふれあう場、人と人とが交流する場として活用するため、地域住民のみなさんや活動団体、事業者との協働により再生・保全活動を推進します。																																								
5 関係法令 国等補助制度 関連計画		・森林法（保安林） ・東浦自然環境学習の森基本計画 ・東浦自然環境学習の森条例 ・東浦町森林整備計画																																								
6 関連事業		—																																								
7 具体的な 実施内容 （事業概要・評価対象年度における取組、実績等）		【保全活動団体】 東浦自然環境学習の森保全・育成の会 東浦自然環境学習の森を里地里山として再生し、保全・活用するため、「東浦自然環境学習の森の基本計画」を推進していくことを目的とします。年間4回の会議を開催し、東浦自然環境学習の森での保全活動の方向性や実施内容を協議・実施する組織です。 〈構成団体〉竹林部会、水辺部会、生きものの会、東浦竹灯籠の会、東浦里山フォレスター、 明徳寺川の自然を守る会、知多自然観察会、㈱ジャパンディスプレイ、㈱豊田白 動機機東浦工場、イオンモール東浦（10団体の長及び代表者19名で組織） 【保全活動内容】 1 竹林部会 竹の伐採、伐採竹の搬出、竹炭・ポーラス炭づくり 2 水辺部会 水辺の草刈り、ため池づくりと管理、稲作（ビオトープの造成・管理） 3 生きものの会 野鳥を始めとする生物の生息調査、希少種の保護活動及び生息調査 4 東浦竹灯籠の会 竹の伐採、伐採竹の搬出、竹灯籠づくり、林地広場の草刈り 5 東浦里山フォレスター 樹木の除伐、林地の下草刈り、森林に侵入した竹の伐採 【環境保全活動リーダー講座（2回）】 東浦町の自然環境について住民のみなさん（小学生以上の子ども対象）に知ってもらい、郷土に残る自然に愛着や興味を持ってもらうため、東浦町でも生息数が激減しているメダカ（ミナミメダカ）が棲める環境を、過去に生息記録がある東浦自然環境学習の森内に作り、メダカを放流することで東浦町のメダカを保全する講座を開催しました。参加者 9名 【施設管理】 東浦自然環境学習の森管理業務 委託期間：平成28年4月1日～11月30日 委託額：1,209,600円 請負業者：公益社団法人東浦町シルバー人材センター 業務内容：通路等の草刈り（15,246㎡）、竹の伐採（2,000本）、附属施設の修繕等 【東浦自然環境学習の森基本計画の見直し版及びガイドブックの作成】 名古屋大学に委託し、平成27年度に開催した「里山づくりワークショップ」の結果を基本計画に盛り込み、目標までの過程や活動の方針を明確にした基本計画の見直し版を作成しました。また、東浦自然環境学習の森や保全活動を紹介するガイドブックを作成しました。																																								
8 事業実績 （H26～28年度）		<table><tr><td colspan="4">自然環境学習の森活動実績</td></tr><tr><td></td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td></tr><tr><td>活動団体数(団体)</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>活動人数(人/年)</td><td>1,277</td><td>976</td><td>938</td></tr><tr><td>イベント回数(回/年)</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>竹の伐採本数(本)</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>費用(事業内容)</td><td>施設管理</td><td>施設管理(委託)</td><td>施設管理(委託)</td></tr></table>													自然環境学習の森活動実績					平成26年度	平成27年度	平成28年度	活動団体数(団体)	4	5	5	活動人数(人/年)	1,277	976	938	イベント回数(回/年)	3	4	3	竹の伐採本数(本)	1,000	2,000	2,000	費用(事業内容)	施設管理	施設管理(委託)	施設管理(委託)
自然環境学習の森活動実績																																										
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																							
活動団体数(団体)	4	5	5																																							
活動人数(人/年)	1,277	976	938																																							
イベント回数(回/年)	3	4	3																																							
竹の伐採本数(本)	1,000	2,000	2,000																																							
費用(事業内容)	施設管理	施設管理(委託)	施設管理(委託)																																							
9 特記事項		平成19年度から平成22年度にかけて、愛知県が山地災害の防止、生活環境の保全・形成を図るため、治山事業にて新池周辺の森林整備を行いました。																																								

10 総事業費 (千円・人)			26年度決算		27年度決算		28年度決算		29年度予算		
支出	人件費	正人件費	7,331	12,729	対前年比%	6,661	対前年比%	7,538	対前年比%		
		臨時人件費	0.98	1.80	184.1%	0.67	37.1%	0.59	88.1%		
		臨時人件費	5,880	10,824	184.1%	4,020	37.1%	3,540	88.1%		
		臨時人件費	0	0	0	0	0	0	0		
		臨時人件費	0	0	0	0	0	0	0		
	事業費	報告費	0	0	0	0	0	0	0		
		役務費	0	0	0	0	0	0	0		
		需用費	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0		
		合計	5,880	10,824	184.1%	4,020	37.1%	3,540	88.1%		
財源内訳	一般財源	6	266	4433.3%	14	5.3%	14	100.0%			
	受益者負担金	921	2	0.2%	10	500.0%	82	820.0%			
	国庫支出金	326	343	105.2%	265	77.3%	450	169.8%			
	その他	198	1,294	653.5%	2,352	181.8%	3,452	146.8%			
	合計	1,451	1,905	131.3%	2,641	138.6%	3,998	151.4%			
11 コスト評価			住民一人当たり事業費		132 円						
			平成28年度は、例年の維持管理委託費に東浦自然環境学習の森基本計画の見直し及びガイドブックの作成委託費が加わったため、事業費のその他が増額しました。自然環境学習の森の保全管理については、一部を保全活動団体が行っていますが、残りの定期的な草刈りや通路の補修、付帯施設の修繕等は町が業者に委託をしています。維持管理を行ったことで、住民のみなさんが自然とふれあえる場として活用でき、環境学習等の参加者数は年々増加傾向にあります。								
12 指標評価	指標 ①		26年度		27年度		28年度				
	目標値	(達成度)	里山の保全活動参加者数(人) (東浦町の環境を守る基本計画)								
	実績値		320	399.1%	1,330	73.4%	1,383	67.8%			
	実績値		1277		976		938				
13 事業の評価	指標 ②		—								
	目標値	(達成度)	0		0		0				
	実績値										
14 評価の理由			① 法により市町村義務と定められている。 ② 行政関与の必要性が高い。 ③ 事業効果が高い。 ④ 事業計画・規模は妥当である。 ⑤ 受益者負担は妥当である。 ⑥ 手法は適切である。								
			すべて 高い 高い 妥当 妥当 〇 適切								
			一部 〇 普通 〇 普通 改善の余地あり 改善の余地あり 改善の余地あり								
			〇 いいえ 低い 低い 低い 低い 低い								
15 事業を			自然環境学習の森(里地里山環境)の再生・保全は、住民のみなさん・企業・活動団体(ボランティア団体等)との連携した活動が必要であり、この体制を構築するために行政が「コーディネート」することで、互いの役割を明確化し、一つの目標に向けた保全活動が行われるようになります。								
拡大した場合			東浦町のことをよく知る住民のみなさんや活動団体等と協働して自然環境学習の森を保全することで、郷土ならではの森・川・里(水田)がまとまって残っている、この貴重な環境が維持できています。								
縮小・廃止した場合			竹林にはいままで伐採した竹が山積みで放置されており、その数は年々増えているため、伐採した竹の利活用だけでなく処理方法を検討し、放置された竹の処分を進めることが必要です。								
			受益者負担金はありません。								
			平成27年度にワークショップを開催し、その結果を基本計画に盛り込み、見直し版を作成したことで、活動団体等と行政とが協働した保全活動を行う仕組みが構築されたため、目標とした里地里山環境の再生・保全に向けて計画を推進して行きます。								
16 想定される代替事業			指定管理者制度の導入による施設管理及び運営								
17 事業の方向性			拡大 改善 〇 現状維持 縮小 廃止								
18 総合評価 ・事業の実効性、成果、 目的の達成状況等 ・課題と今後の具体的な 取組			東浦自然環境学習の森基本計画では、保全活動の全体の目標や手法、目標までの過程が不明確なため、目標とした保全活動が計画のとおり進んでいない状況となっただけでなく、基本計画作成時の環境と現状とに差異があったため、平成27年度にワークショップを開催し、平成28年度に東浦自然環境学習の森の基本計画の見直し版を作成しました。今後は、基本計画見直し版を推進するため、住民のみなさんや事業者、活動団体等と協働して、里地里山環境の再生・保全を進めていきます。また、施設や保全活動を紹介するガイドブックを作成し、町内の小中学校等へ配布することで、環境学習や情報発信等も推進して行きます。								

事業のアピールポイント

東浦町では、住宅開発等により森等が減少がしており、里山や自然環境を守っていく必要があります。里山や自然環境を守っていく必要がある中で、町の中央に位置する場所に広大な自然が残されていたことから、この地を東浦自然環境学習の森として再生・保全していくことを計画しました。しかし、長期にわたり放置されていたことにより、森林の多くが竹の侵食で竹林となり、農地は雑草に覆われ荒廃地となっていました。平成 19～22 年度に行った愛知県治山事業により、ビオトープの再生整備や里地里山環境を形成する、ため池、水田、湿地帯、草地、竹林、森林を整備しました。東浦自然環境学習の森のように多様な環境が一つの区域にまとまって残っている場所は、東浦町内ではここだけとなっています。

平成 23 年度から、地域住民や活動団体、地元企業、行政とが協働で行ってきた里地里山環境の保全・再生活動が進むにつれて、キキョウやカキツバタ、オニバスなどの絶滅危惧種を始め、多種多様な生き物が観察できるようになりました。特に知多半島の生態系の頂点にいるホンドギツネがこの場所で営巣活動を行っており、子ギツネを観察することができました。ホンドギツネが営巣活動を行っていることは、生物多様性が豊かな自然環境を有していることを意味し、知多半島の中でも貴重な環境であるといえます。

また、活動団体の中には保全活動で伐採した竹を活用して竹灯籠を作成し、於大まつり等のイベントに参加して竹灯籠の展示を行うなど、地域に貢献する活動を行っています。さらに地元小学校から依頼を受けて、伐採竹を活用した竹工作や自然観察会等の環境学習を行っています。

動物・植物・住民にとって、自然環境学習の森は重要な施設であると考えています。

【外部評価委員のコメント】

住民公募委員A

- ・ 人の手が加わることで自然を壊すイメージが払拭され、むしろ人の手が加わることで絶滅危惧種や豊かな生態系を守ることができることを知った。
- ・ 放置された竹の処分に困っているのであれば、竹の伐採本数を減らしてみてもどうだろうか。

住民公募委員B

- ・ 非常に意義ある活動であり、継続が必要であると感じた。
- ・ 企業もステークホルダーとの関係性を重視する環境になっており、本事業に同意いただいた近隣企業からの支援等もより範囲を広げてもよいのではと思う。

住民公募委員C

- ・ 先日、学習の森を一通り歩き回ったが、顔中が蜘蛛の巣だらけになって難儀したものの、正に自然が残されており、この豊かな自然を後世に残すための場として、本事業は非常に有意義である。
- ・ また住民意識調査でも、緑豊かで自然環境が良かった点を居住の理由に挙げる人が多く、「東浦町の魅力の源泉」として大切にすべき。
- ・ 学習の森保全のための取組みにご苦労されている現状・問題点もよく判ったが、学習の森だけで、あるいは一部の活動主体や近隣住民の協力だけで考えるのではなく、町内部課の連携により「町全体としての緑豊かな環境保全活動」として広がりを持たせていくべき。
- ・ 例えば、明德寺川を軸とした景観保全に加えて、於大公園・学習の森があり、西の方に進めば明治池・オオタカが住む高根の森、更には南初谷鐘や新佐田池周辺など、卯の里学区にも素晴らしい自然が残されている。これらを遊歩道等（環境の小路）で結び、線そして面として東西に広がりのある町全体の環境保全事業としてはどうか。
- ・ 多くの環境意識の高い町民が東西に交流出来るようになり、保全等の課題解決に繋がっていくだけでなく、「東浦町の魅力の源泉」を維持・向上させることで、町外の方が居住地を選択する時の好感度アップに繋がると考える。

神山委員

- ・ 保安林の指定範囲が多いが、法令上その利用（保全）の仕方にはかなり規制があるはずであり、規制等をクリアできているのか（水田等もあり）には疑問がある。（保安林制度は古い仕組みで諸々現代的な問題を含んでおり、また、保全も利活用もしづらいという指摘もあるため、いっそ解除申請をしても良いのではないかとと思われる。）
- ・ 東浦町自然環境学習の森管理事業（シルバー人材センターに委託）が比較的安価に抑えられているが、十分なメンテナンスが出来ているのかには疑問がある。広い公園でもあり、その管理には費用も工数も要すると思われるので、抑えるだけではなく適切

な費用を支出してほしい。

- ・ 高野先生の、「協働」事案であるというご発言を受けてこうした事業で懸念されるのは、事故等の未然防止である。事件が起きればどれだけ良い施策を実施していても、吹き飛んでしまうからである。
- ・ しかし、公園の広さを勘案すると、保全費用は十分ではなく、現場の方々は保全管理に苦慮されていることと推察する。そこで提案であるが、プレーパークと同様に、協働型の公園整備であり責任も皆で担っているからこそ広範囲をオープン利用できるということを前面に打ち出してはいかがだろうか。例として、「自然環境というものは、人間に癒しを提供してくれるとともに制御不能な存在でもある」「この公園は町と市民との協働で管理されています」「危険な個所等を発見されたら〇〇団体（←アダプト制度等を活用）ご連絡ください」等と公示し、維持管理の（過失）責任割合を受益者たる利用者にも担ってもらうのである。

小松委員

- ・ 計画目標やその実現に向けたアクションプランは折を見て見直されるべきものである。よって、反省に立って見直し作業が行われたことは評価したい。
- ・ 里山里地はテーマパークではない。よって、この事業での成果を他のかつての里地里山の保全や再生にどう展開していけるかが大変重要な課題である。この自然環境学習の森運営事業で得た自然環境保全とその運営方法に関する知見を町内の他の里地里山に対してどのように展開し、生態系としてのネットワークを再生するかを検討してほしい。それが、この事業がモデル事業として行われた意義でもある。
- ・ 自然環境の保全や育成に関心を持つ市民団体や企業は少なくなく、そのような団体の活力を活かしながら、当該自然環境付近に居住する住民の関心の向上や参画を促す方策を考えてほしい。
- ・ これまでは保全・育成活動が中心であったが、まさに学習のための活用方法をより積極的に検討し、実施して欲しい。町内小中学校の環境学習のフィールドとして活用するだけでなく、近隣市町村の自然環境学習活動を受け入れることも一案であろう。

高野委員長

- ・ 自然環境学習の森の保全活動は、住民主体で行政がサポートする、協働事業の典型である。活動がスタートしてから、苦労しながら住民と行政との信頼関係の構築、ノウハウを蓄積した点は高く評価できる。町の他の施策においても、住民との協働を積極的に推進していくべきであり、この経験と知見をぜひ活かしていただきたい。
- ・ 自然環境学習の森は幼児教育、学校教育、子どもの居場所、高齢者の健康づくりなど、他課の施策のフィールドとして活用できるので、課をまたいだ連携で利用者の増加をはかってほしい。また「森のようちえん」を行うと東浦町の魅力を大いに増すことになり良いと思う。

4 行政評価全体に対する評価委員の意見

住民公募委員 A

- ・ 昨年も参加させてもらったが、会議の運営方法や評価すべき事業について前回に比べて改善されていると思った。
- ・ 傍聴がないが、住民の意見が聞けるチャンスなので外部評価会議のアピールを見直してほしい。
- ・ 住民自身も、駅周辺のことなど東浦町に住んでいれば分かるが、遺児手当など分からないこともあるので、評価する場なのに、実際に分かっているのに時間がもったいないと感じる。当事者に実際のお話を聞いたあとで評価するほうが良い。事前に話を聞く時間を別に設けるなどして会議を進めると良いのではないかな。
- ・ 8事業の評価を通して、行政は子供からお年寄り・外国人・ひとり親などいろいろな人を巻き込んだ事業を考えているのが分かった。
- ・ 一見自分とは無縁だと思う事業でも、自分たちの納めた税金がどう使われているかを知るため、しっかり理解しておくべきだと強く感じた。
- ・ 部署間での連携が希薄だと感じた。部署間の連携や、町を超えた近隣市町との交流も密にしていけば、事業をより良くしていくことにつながるのではないかなと思った。

住民公募委員 B

- ・ 行政評価外部評価を平成 28 年から実施しているとのことだが、やり方を一部見直した方がよいのではないかな。施策ごと・事業ごとに細かく評価表を作成し、内部の評価を中心に PDCA を回していることは良く分かったが、定期的に外部・町民の視点でチェックを受ける必要がある。民間企業で ISO 審査や監督官庁等による業務監査を受けてきた経験もあるが、外部評価対象事業の選定について事務局とコーディネーターが事前に選定をするのではなく、今後は外部評価委員会全員で選定してはどうかな。
- ・ 対象の事業数は町の裁量余地がある事業が約 300 とのことだが、おおむね 3 年程度で全て何らかの形で外部評価を受けるような、スピード感を持って PDCA を回す工夫が必要だと思う。例えば、分野ごとに総括的な取組の評価・施策の評価・個別事業の評価と絞り込んでいくような工夫をすれば、町全体のより網羅的な評価ができるのではないかなと感じた。外部評価の対象となるのが年間 8 件では少なすぎると感じる。
- ・ 年度ごとに評価する分野・テーマを決めて公募委員を募集すれば、興味のある方が応募してきて、外部評価への公募も変わってくるのではないかな。
- ・ 外部評価委員に応募した動機は、東浦に約 30 年住んでいても行政に向き合ったことがなかったということもきっかけだが、民間企業で現場の管理、技術の担当を経て、現在は経済団体で愛知県をはじめ各地域のいろいろな取組を知る立場になったことがある。そういった情報を、地元である東浦に活かすようなコメントができないかなと思っ

た。外部評価という上から目線のような名称だが、現場管理が長かったこともあり、現地・現物を極力見ようと思った。今回、8つの事業の中で現場を見られるところは実際に見て、行政が現場の取組をどのように考えて進めており、どのような悩みを持っているのかを、自分なりに理解した上でコメントをしたつもりだ。担当は何かしなければならぬと思って一生懸命考えているのがよくわかった。

- ・ 同じ悩みを持っている市町村が近くにあるので、広域で考えてもよいと思った。また、住民への参画を呼び掛けてはどうかと思った。
- ・ 住民の一人として、今後何かまちの役に立ちたい。非常に勉強になる機会だったと思う。

住民公募委員C

- ・ 住民としても、役場の職員の熱い思いを知る機会として有意義だと思った。上層部の職員が多数出席しているため、実際に担当課が「こんなことを悩んでいる」というのを会議の場では言いづらい部分もあったと思う。その部分について聞けるとよかった。
- ・ 今回出てきた8つの事業には、繋がりが多いと感じた。交通や住まい方についても、人々の暮らしは今後大きく変わっていくと予見される。事業ごとの整合性は当然持たせていると思うが、東浦町全体の「東浦町らしさ」を設定し、それに対しそれぞれの事業の関係が整合しているかという視点も必要だと感じた。
- ・ 住民の立場で参加したので、有識者の方たちとは視点が違ったと思う。これだけいろいろな行政サービスを受けているのだということを感じた。自然環境学習の森運営事業については、担当者の方の声が生々しく、自分でいろいろと考え、悩みも持ちながらやっているのだということを感じた。サービスの提供を受けている以上、住民としても地域がどういうことをしているかというのを知る義務もあるのではないかと感じた。

小松委員

- ・ 各事業がどのくらいの成果を上げているかは要素として大事だが、その事業が東浦町全体のこれらに対してどの程度寄与していくのか、どうつながっていくのかが見えるものが良いと思う。各事業の取り組みや成果が、上位計画のどんな目標達成に貢献しているのかについても言及してほしい。それが今後の上位計画策定時にその基礎資料にもなる。その点が不透明だと、事業だけが動いてしまう。
- ・ 予算と人がつけば事業は動いていくが、上位にある計画・施策とどうつながっていくのか。最終的にはこれからの市民に選ばれる・住み続けてもらえる町になることにどう寄与していくかがベースにほしい。具体的には、他の計画との関係性・どのように影響しあっていくのかを意識しながら事業を行い、計画を作してほしい。
- ・ どの市町村でも、社会のあり方が変わってくる中で個別の部分で対応することに終始すると矛盾が出てきてしまう。外部評価の機会を上手く利用し、整理してほしい。
- ・ 行政の役割は、これからずいぶん変わっていくのではないかと。税収が増えていった時

代のように、まちのディベロッパーとして引っ張っていく立場ではなくなっていく。そのときに、何が出来るかを評価する視点も必要なのではないか。これからステークホルダーと一緒にあって最終的にサステナブルなまちを作っていかなければならないことに対し、行政はどのような役割が果たしているか、それにふさわしいお金の使い方ができているかを、どのように評価をするべきかということも含めて考えたい。

- ・ 2日間で評価した事業を見返してみると、少子高齢化社会ではもっと高齢者に対する事業が挙がってきてもおかしくないのに、ほとんどなかった。むしろ子供たちに向けた事業が多い。驚きというより、良いことだと思っている。シルバー民主主義というような言葉もあるが、マジョリティである高齢者が公共サービスの対象になっており、声をあげる人も多いので、どうしてもそちらに目が向いてしまう。しかし、高齢者ももちろん大切だが、次の世代を作っていく若い人たちに対する施策が十分かどうかも重要なこと。意図的かどうかかわからないが、今回子どもや若者に対する事業について聞かせてもらったのは刺激的で、大事なことだと思った。
- ・ 今回評価した8つの事業は、関連しているものが多い。関連している事業については、もっと相乗効果を生んでいくような展開があるとよい。一つ一つの事業がどういった施策に向けて収斂していくのかが気になる。一つの事業内のみにとどまらず、直接的にでも間接的にでも、他の事業に波及していくということがどこかでないと良い。
- ・ 現場の担当者は、どうしても与えられた仕事を年度内中にやりとげることに集中してしまう。外部評価では、第三者の視点で事業がうまく進んでいるのかを確認し、場合によっては助言をするのが外部評価委員の役割と思って取り組んだ。
- ・ 外部評価での事業選定も含めて、東浦町は全般的にはうまくすすんでいると感じた。
- ・ 「居場所づくり事業」のように、同様な事業が異なる部署で並行して実施されていないか。そのチェックをしておきたい。
- ・ 各事業の評価シートを見ると、数値化できるものへの評価が多い（という印象）。数値化しづらい、なじまない事項へのまなざしも大事にしてほしい。
- ・ 行政にしかできないこともある。費用対効果を求めすぎないようにしたい。
- ・ 次の上位計画の策定や事業構想のヒントを得るために、各事業の目標を如何に達成できたかという点とともに、その事業を行う中で新たに確認できた行政課題、発見した推進方法、あらたなアイデアなどを庁内で共有する仕組みを作ってはいかがか。

神山委員

- ・ 東浦町は、こうした外部評価制度の創設も含めて、全般に積極的に行政活動をされており感服している。
- ・ こうした試みに対して傍聴者がいないのはもったいない。町政のPRの場でもあるので、(積極的にされているとは思いますが) 傍聴への呼びかけもより積極的にしてほしい。

い。

- ・ 事業と事業の連携があればより発展的施策になると思われる。しかし、現場では、分担責任原則に則る権限と責任を勘案すると、難しい点があるのも理解できる。
- ・ 事業と事業の連携があれば、より発展的施策になると思われる。困難な点を打ち破る方法の一つとして現場でできることの一つは、「地方自治の強化」だと思う。つきなみではあるが、法律実施条例や独立条例を策定して進めるのがよいと思われる。
- ・ 政策評価をする側の資質も問われると思われる。今回は熱心な方や専門的知見を有されている方と共にこのお仕事をさせていただけて、私自身も大変勉強になり感謝している。ただ、ともすると、外部評価委員会はクレイマー集団になってしまいかねない。委員は民主的な正当性なく選ばれ、後の責任なく勝手なことを言える場を確保されている制度とも言え、危うい面が多い（会社法における外部役員とは責任の度合いが大きく異なる。）。現代の行政（自治体）は、住民からのクレームの標的になることが少なくなく、情報公開制度や行政不服申立制度は、そうした人たちによって不当に使われがちな面も指摘されている。今後もこの外部評価という制度を継続されるにあたっては、委員の選定は慎重にされるように望む。
- ・ 他の委員の意見に関して政策選定を委員側がすべきではないかという意見があった。私は、それには賛同できない。理由は、上記でも述べたが、①外部行政評価委員は民主的な手続きで選ばれておらず、②同委員が行うのは「監査」ではない、また③地方行政が裁量を発揮できる政策の 1 割程度というのが実務上の実際といわれており、さらに、④高野先生の発言を受ければ「行政が政策を進めるうえでの困りごと相談」のようなスタンスであるとすれば、今回のように「町が力を入れている政策」を「より多くの部局からまんべんなく選択」ということでよいのではないかとと思われる。また、この外部行政評価事業が、町民へのPR効果なり町民とのコミュニケーション効果を持っているとすれば、なおさらである。政策選定まで委員側がすべきという積極的理由はなく、そこまでの主張するのは幾分バランスを欠くと、私自身は考える。
- ・ 総じて、外部行政評価委員というのはこのような性質のもので（「民主的な正当性の契機をもって信託されているような存在ではないので」という意味。政策評価というよりも、むしろ（公衆）意見公募のニュアンスが高いのではないかとと思われる。発言したい人に発言させる、いわゆる「ガス抜き」効果も含む。）、各部局も構えずにこの外部行政評価に臨んでほしい。

高野委員長

- ・ 来年度は住民公募委員も含め、外部評価委員会の委員で事業選定を行ってほしい。
- ・ 大学でも外部評価を行うことがあるが、そういう場合は分科会をして各分野ごとに行っている。評価する事業数を増やすので、あれば分科会方式も考えられる。
- ・ 住民を呼び込むことを含め、もっとオープンな場になると良い。オープンな場にする

場合声の大きな人が場を占有してしまうので、ファシリテーターがいると良いのではないか。

- ・ こうした場では公式見解しか聞けないため、物足りなく感じた。担当課が感じている問題点等について、もっとつつこんだ議論ができるとよかった。問題について語ることで解決への糸口が見いだせることもある。
- ・ プレーパークや企画展など、事業の良い面を褒めてあげられた。役所の人は叱られてばかりで褒められることがないので、評価で褒められることが役場の職員に浸透していくと良い。その上で指摘をすれば受け止めてもらえると思う。
- ・ 8つの事業を選ぶ段階で、「町が力を入れている事業」を挙げてほしいと意見をしたところ、今回の事業が選ばれた。その結果として、小松委員が言うように子どもや若者に向けた事業が多くなった。このことにまちのスタンスが現れており、良いことだと思う。
- ・ ただ、8つの事業の中で住民が主体となって取り組むものが「自然環境学習の森運営事業」しかなかった。その他の事業は、行政が主体となってい、住民はボランティアとして関与するものがほとんどだった。これからの地方自治体のあり方としては、住民が主体となる地域づくりが最大の課題になると思う。これまでの成長する社会では、年々税収が増える中で住民の要望に役場が答えるというスタイルだったが、これから人口が減少していく中ではそうした形はもう成り立たないだろう。大切なのは住民が自分たちで問題を解決できる力をつけることだと思う。役場の役割・住民の役割を再構築するターニングポイントに来ている。住民の自治力を高めることについて、あらゆる施策において配慮されるべき。そういった意味ではやや物足りなかった。住民が主体となる取組を役場が増やしていけば、いい町になっていくと思う。
- ・ 全体として東浦町は住民の満足度が高く、みなさん満足して暮らしている。満足度をもっと上げるには、自分達のまちに対して、自分達が行き組んでいくことで良くしていけるんだという実感を持ってもらうこと。それが町の魅力になると思う。そういった観点で是非考えて欲しい。
- ・ 外部評価の目的の一つは、職員の政策立案能力を向上させるということ。それについては効果があったと思う。担当課の職員は外部評価を怖がっているのが明らかなので、もっとフランクに話し合える、車座などで話を聞ける工夫があるとよいと思った。緊張していると、学べるものも学べない。ただ、担当課の中でもその事業の担当職員の方はみなさんすごく熱心で、意欲を持って取り組んでいる様子がよく分かった。町役場の職員のポテンシャルを感じた。
- ・ 外部評価の場だけでなく、職員研修等でコミュニケーション能力や政策立案能力を高める機会があれば、特に若手職員はもっと伸びていくと思う。
- ・ 住民公募委員の3名には上手く評価していただき良い会になった。来年度以降は、今回の経験を活かしながらまた改善して行ってほしい。

